

厚岸町議会 第4回定例会

平成27年12月9日

午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成27年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

- 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、6番、室崎議員、12番、佐々木亮子議員を指名いたします。
なお、6番室崎議員につきましては、前回の定例会、事情により欠席をされておりますので、従前の例に従い6番、室崎議員、12番、佐々木亮子議員を指名いたしておりますので、ご了承ください。

- 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番、竹田委員長。

- 竹田委員長 議会運営委員会報告させていただきます。
12月7日午前10時から、第10回議会運営委員会を開催し、平成27年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告、総務産業常任委員会、先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会所管事務調査報告書があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、陳情第1号菌床椎茸生産支援に関する陳情書、意見書案第6号TPP大筋合意を撤回し、調印しないことを求める意見書、平成26年度各会計決算の認定について、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。
審議方法は、陳情第1号は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることとし、その他の案件は本会議で審議することに決定しました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
諮問第1号及び諮問第2号の人事擁護委員候補者の推薦は、本会議で審議いたします。
議案第70号から議案第78号は、平成27年度の各会計補正予算9件であります。審議方法は、議長を除く12名をもって構成する平成27年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。
議案第79号は、一般議案、議案第80号から議案第82号までは条例の一部改正3件、議

案第83号は条例制定でいずれも本会議で審議することに決定しました。

一般質問は、8人であります。

本定例会の会期は、12月9日から11日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から11日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成27年9月15日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供していただきたいと思います。

以上で、諸般報告といたします。

●議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第6、定期監査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第7、陳情第1号 菌床椎茸生産支援に関する陳情書を議題と

いたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（福田係長） 陳情第1号 菌床椎茸生産支援に関する陳情書。

日ごろより、菌床椎茸生産の振興に対し、行政並びに町議会には深いご理解と特段のご配慮を賜り、生産者一同、心より感謝申し上げます。

おかげさまで、厚岸町内で生産された生椎茸は高品質として道内はもとより、道外にも出荷され、ブランド化しつつあります。平成元年度にアクティブタウン厚岸プランが策定され、山間のエリア、きのこの里として事業の実現化が図られ、平成8年厚岸町キノコ菌床センターの建設を機に、道内有数の産地として今日に至っております。

しかしながら、この20年間の歳月で大幅な原油価格の高騰にて必要な全ての資材や流通経費が値上がりしたにもかかわらず、生産品価格はデフレスパイラルや大型スーパー間の価格競争により横ばい、もしくは低下しているのが現況であります。

以上の諸条件から、再生者再度の経営努力だけでは限界を超し、廃業者も出始めております。

これらの事情をご検察いただき、下記の事項に特段のご高配を賜りますよう強く陳情申し上げます。

記。

1、経営安定のため、当分の間、椎茸菌床の価格を早急に値下げしていただきたい。

2、年間を通して良質な椎茸菌床を安定的に提供できるよう、より一層努めていただきたい、平成27年12月4日、厚岸町議会議長佐藤淳一様。

陳情者、住所、厚岸町上尾幌235番地、氏名、安達史真。住所、厚岸町上尾幌256番地、氏名、佐々木利恵子。住所、厚岸町上尾幌2番地、氏名、田中弘純。住所、厚岸町上尾幌603番地、氏名、相庭文江。住所、厚岸町上尾幌280番地、氏名、安池憲郎。住所、厚岸町上尾幌182番地、氏名、山岸清美。住所、厚岸町上尾幌111番地、氏名、松田弘正。住所、厚岸町上尾幌217番地、氏名、浜谷和子。住所、厚岸町上尾幌2番地、氏名、増谷尚洋。住所、厚岸町上尾幌2番地、氏名、松長道。住所、厚岸町門静4丁目77番地、氏名、渡辺輝彦。

●議長（佐藤議員） お諮りいたします。

本陳情の審査方法につきまして、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(な し)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

●議長（佐藤議員） 日程第8、認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の

認定について、認定第2号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成26年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 平成26年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

本9件の審査につきましては、平成26年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、大野委員長。

●委員長（大野委員長） 平成26年度各会計決算審査の結果についてご報告いたします。

平成27年9月15日、第3回定例会において、本委員会に付託されました認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について外8件の審査については、去る10月19日、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、付帯決議を付しておりますので、その内容を朗読いたします。

認定第1号に関する付帯決議です。

平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算における17款財産収入、2項財産売払収入、2目生産物売払収入、1節生産物売払収入の収入未済額2,667万1,800円は、これまで未済のなかったものであります。

また、1件当たりの未済額が多額であり、未済額総体に占める割合も約15%と大きなものとなっております。町財政に及ぼす影響は多大なものがある。未済となった経過についても、厚岸町キノコ菌床センター条例施行規則第7条のキノコ菌床代金は、引き渡しの前日までに納入しなければならないという規定があるにもかかわらず、未済を生じさせたことは規則どおりの運用をしていなかったことにほかならない。

よって、町においては、このことを真摯に受けとめ担当する職員に条例、規則の遵守を徹底させるとともに、業務に対する意識改革及び業務改善を行い、今後、このような事態を引き起こさないことはもちろんのこと、債権回収への対応を強く要望するとともに、キノコ産業の振興発展に努められますよう強く要望いたします。

以上、委員長報告といたします。

●議長（佐藤議員） 初めに、認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおりに決するにご異議ありませんか。

4番、石澤議員。

●石澤議員 すみません、ちょっと一つだけ質問したいのですけれども、よろしいでしょうか。この菌床の問題で。経過を聞きたいのですけれども、それはできますでしょうか。

●議長（佐藤議員） 質疑は終わっていますから。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長への報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長への報告とおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成26年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成26年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成26年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成26年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（佐藤議員） 日程第9、議案第70号 平成27年度厚岸町一般会計補正予算、議案第71号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第72号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第73号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第74号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第75号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第76号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第77号 平成27年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第78号 平成27年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、議案第70号 平成27年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第76号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第70号、議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町一般会計補正予算、3回目。

平成27年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,788万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,180万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページから4ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では11款16項、歳出では11款28項にわたってそれぞれ1億9,788万1,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。9ページをお開き願います。

歳入であります。

10款1項1目1節地方特例交付金1万7,000円の増。交付額確定による増であります。

11款1項1目1節地方交付税3,603万8,000円の増。普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金9,000円の減、老人福祉施設費用負担金、入所者分、入所措置者の減によるものであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料59万円の増、厚岸情報ネットワーク使用料、インターネット加入者の増によるものであります。

4目農林水産業使用料、2節林業使用料、樹海観察望遠鏡使用料2,000円の減、5目1節商工使用料17万3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、決算見込みによる増減であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金613万3,000円の増。1節社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金、育成医療分として4万4,000円の増であります。2節児童福祉費負担金608万9,000円の増、児童手当負担金として198万1,000円の増、対象者数の増によるものであります。子どものための教育・保育給付費負担金410万8,000円、新規計上。この負担金は、この年度新たに創設されたもので、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を国が負担するもので、当初予算計上していた保育緊急確保事業費補助金の振替計上となります。対象となる施設は太田へき地保育所で、その運営費として算定された事業費に対し交付され、このたび国からの交付決定を受け予算計上するものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節選挙費補助金、選挙人名簿システム改修費補助金2万4,000円、新規計上。選挙権年齢引き下げに伴う選挙人名簿システムの改修経費に対する補助金として交付見込みによる予算計上であります。2目民生費国庫補助金622万8,000円の増、1節社会福祉費補助金33万7,000円の減、社会資本整備総合交付金について、当初計画段階では高齢者世帯等除雪経費への交付金充当を予定しておりましたが、社会資本整備総合交付金総体の交付額、交付決定額の調整により、道路整備事業財源へ振りかえ計上するため減額するものであります。2節児童福祉費補助金136万5,000円の増、当初予算計上していた保育緊急確保事業費補助金について、新たに子ども・子育て支援交付金として補助制度が創設され、これによる振りかえ計上となります。

なお、補助金の増額分につきましては、従来制度では道補助金として交付されていた放課後児童対策事業費補助金が、今回から国庫補助金として交付されることになったことにより増となっております。3節防衛施設周辺整備事業補助金520万円の増、特別養護老人ホーム心和園整備事業に対する交付金再配分による増のほか、新たに歳出予算の計上する特別養護老人ホーム心和園備品整備事業に対する交付金の計上であります。内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

ここで、今年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金についてであります。去る11月27日、当該交付金の交付額が決定されました。この交付決定を受け、今般、補正予算として補助対象事業の追加及び交付金配分の補正を行っております。対象となる事業の事業費が今現在、確定しない事業もありますので、最終的な交付金の調整は追って対応する予定もあることをご了承願います。事業ごとの詳細は、別途配付の説明資料をご参照願います。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金241万1,000円の減、矢白別演習場周辺農業用施設整備事業補助金851万1,000円の減は、釧路太田農業協同組合が事業主体となる事業で、牛の出生頭数の減等により、当初予定していた計画を延期することとしたことによる減額補正、特定防衛施設周辺整備調整交付金の畜産業分は、事業費確定による減、農地分は歳出計上の町営牧場管理用機械整備事業に対する新規計上であります。

6目土木費国庫補助金191万円の増、1節道路橋梁費補助金335万1,000円の増、内訳につきましては社会資本整備総合交付金について、交付金が決定となったことからそれぞれ対象となる事業費の執行見込みを踏まえ、当該交付金の充当配分を補正するものであります。5節住宅費補助金5万8,000円の増、有明団地建て替え入居者移転に対する社会資本整備総合交付金の計上であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金149万9,000円の減、太田門静間道路整備事業補助金は事業執行による減、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、交付決定を受け当該交付金の再配分による補正計上であります。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金320万円の増、当該交付金の交付決定に伴う再配分による補正計上であります。

3項委託金、4目土木費委託金、1節河川費委託金1,000円の増、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金の増であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担234万1,000円の増、1節社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金、育成医療分として2万2,000円の増であります。2節児童福祉費負担金231万9,000円の増、児童手当負担金として26万5,000円の増、対象者数の増によるものであります。子どものための教育・保育給付費負担金205万4,000円、新規計上は、先の国庫負担金においてご説明して負担金と同様で、太田へき地保育所にかかる負担金の交付額決定を受け予算計上するものであります。

次ページ、2項道補助金、1目総務費道補助金、2節総務管理費交付金6,000円の減、交付金確定による減であります。2目民生費道補助金187万3,000円の減、1節社会福祉費補助金164万4,000円の増、重度心身障害者医療費の見込み増になるものであります。2節児童福祉は補助金351万7,000円の減、放課後児童対策事業補助金及び保育緊急確保事業費補助金の減額は、新たに創設された子ども・子育て支援に振りかえ計上となるも

ので、補助制度の概要につきましては、さきの国庫補助金においてご説明したものと同様でありますので、省略させていただきます。

4目農林水産業費道補助金5,336万円の増、1節農業費補助金39万4,000円の減、地域づくり総合交付金の交付額決定による減であります。2節農業費交付金318万2,000円の減、それぞれ対象事業の執行減によるものであります。3節林業費補助金133万6,000円の増、植栽工事事業確定による増であります。5節水産業費補助金5,560万円、新規計上、地域づくり総合交付金の交付額決定による計上で、水産振興分5,410万円の増は、厚岸漁業協同組合が時期主体となり実施する事業で、補助採択を受けての計上であります。詳細は、歳出にてご説明いたします。養殖事業分150万円の増は、オーストリアカキ養殖技術調査研究事業の補助採択を受けての計上であります。

3項委託金、1目総務費委託金52万円の減、3節戸籍住民登録費委託金2万7,000円の減、5節統計調査費委託金49万3,000円の減、3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金1万6,000円の増、4目農林水産業費委託金13万1,000円の増、2節林業費委託金3,000円の増、3節水産業費委託金12万8,000円の増。5目1節商工費委託金2,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、主に北海道からの権限移譲事務委託金の交付決定による増減であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付収入3万円の減、執行見込みによる減であります。

2項財産売払収入、2目1節水産物売払収入1,574万5,000円の減、しいたけ菌床売払代1,938万4,000円の減、これにつきましては、先の平成26年度各会計決算審査特別委員会で未収金の発生に関してご指摘を受けた部分となりますが、当初予算に計上していた2事業者からの購入予定分が大幅に減少したことによる減であります。カキ種苗売払代申し込み数量の増により25万4,000円の増、餌料藻類売払代、販売見込みの増により338万5,000円の増であります。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金17万5,000円の増、札幌市林達男様1万円、愛知県名古屋市中道明様3万円、茨城県つくば市内藤裕史様3万円、栃木県下野市宗石亨様10万円、釧路市佐藤稔様5,000円。5目農林水産業費寄附金、1節農業費寄附金1,300万円、新規計上。よつ葉乳業株式会社様からで、会社設立50周年記念事業の一環としての寄附金であります。この寄附金の用途につきましては、長年にわたり会社を支えていただいた地域酪農業への感謝として、今後においても良質な生乳を安定的に提供していただきたいとの意向により、地域酪農振興に資する事業へ使っていただきたいとのことですが、現時点において対象事業が決まっていないため、この寄附金を地域づくり推進基金へ積み立て、次年度以降において酪農振興事業へ充当しようとするものであります。

3節水産業費寄附金1万円、新規計上。鹿児島県南大隅町田辺正博様、8目1節消防費寄附金2万5,000円、新規計上。厚岸町女性団体連絡協議会様からの寄附金であります。

20款1項1目繰越金、1目前年度繰越金9,993万2,000円の増、平成26年度決算における繰越金全額の計上であります。

21款諸収入、6項3目3節雑入367万1,000円の増、次ページにわたり、主に再商品合理化拠出金配分金1万7,000円、造林事業助成金200万円、株式会社ニトリからの助成金、いきいきふるさと推進事業助成金養殖事業100万円、北海道市町村振興協会からの助成金

の交付決定による計上のほか、それぞれ説明欄記載の事業について、収入見込みによる増減であります。

22款1項町債、4目農林水産業債、2節林業債340万円の減、6目土木債、2節道路橋梁債510万円の減、それぞれ説明欄記載の事業について、事業費執行見込みによる充当債の減額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

15ページをお開き願います。歳出であります。

1款1項1目議会費28万7,000円の増、主に総務産業常任委員会道外視察研修に伴う旅費不足分の増額計上ほか、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費32万1,000円の増。次ページにわたり、主に庁舎町民広場、賃金の増は賃金改定による増であります。燃料費は使用料の増、修繕料は発電機修理費の計上による増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

2目簡易郵便局費9,000円の増、賃金改定による増であります。3目職員厚生費13万円の増、次ページにわたり、職員研修実施委託料11万6,000円の増は役場庁舎内で実施する職員研修について、開催日程を1日延長したことによる委託料の増、その他は説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

4目情報化推進費174万2,000円の増、主に厚岸情報ネットワーク41万1,000円の増、光ケーブル修繕料の増。厚岸情報ネットワーク整備事業31万3,000円の増は、道路改良などに伴う北電柱とN T T柱の移転に伴う光ケーブルの架線整備委託料の増、総合行政情報システム整備事業43万8,000円の増は、来年度、軽自動車税についてグリーン化特例が導入されることに伴う課税システムの修正委託料の計上であります。

総合行政情報システム整備事業、番号制度システム整備76万5,000円の増は番号制度構築にかかる関係経費の計上で、人事給与システム整備及び顔認証システム整備のための整備費の計上であります。

5目交通安全防犯費5,000円の減、執行額確定による減であります。6目行政管理費は庁舎編さんについて財源内訳補正であります。7目文書広報費51万7,000円の増、次ページにわたり広報紙発行経費の増であります。

8目財政管理費1,300万円の増、地域づくり推進基金積立金の計上であります。12目企画費1,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。12目車輛管理費78万2,000円の増、主に公用車燃料費及び修繕費の増額計上であります。

2項町税費、1目付加納税費2万3,000円の増、次ページにわたり臨時職員の賃金改定による増であります。

3項1目戸籍住民登録費121万円の増、戸籍住民基本台帳85万3,000円の増は、鶴居村、浜中町との戸籍総合システムの運用にかかる専用回線設置のほか、ネットワーク構築に要する経費の計上であります。湖南地区出張所35万7,000円は、臨時職員雇用による予算の計上ほかであります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、4万9,000円の増。選挙年齢引き下げに伴う選挙人名簿システムの改修委託料であります。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、50万8,000円の減、次ページにわたりそれぞれ統計調査事務委託金にあわせ事業費を調整増減するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費10万8,000円の増、次ページにわたり、主に多機能共生型地域交流センター備品購入費は、奔渡きらくで使用する会議用テーブル代車の購入費として8万6,000円の計上、その他は執行見込みによる増減であります。

2 目心身障がい者福祉費9万2,000円の増、それぞれ説明欄記載について執行見込みによる増額補正であります。

3 目心身障がい者特別対策費、328万8,000円の増。重度心身障がい者医療費の見込み増によるものであります。

4 目老人福祉費189万5,000円の増、次ページにわたり、主に介護予防生活支援高齢者福祉の生活管理指導派遣委託料16万5,000円の増は、利用者の増、老人保護措置費218万円の減は施設入所者の移動に伴う減、特別養護老人ホーム心和園整備事業461万円、新規計上は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額交付決定を受けて、年度内完了事業として居室用ベット10台の更新事業費を計上するものであります。その他は説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

5 目後期高齢者医療費451万4,000円の減、後期高齢者医療一般387万2,000円の減、北海道後期高齢者医療広域連合負担金、前年度の療養給付費負担金の精算による減額であります。後期高齢者医療特別会計64万2,000円の減、操出金の減であります。

次ページ、7 目自治振興費474万4,000円の増、地方バス路線維持対策として運行する釧路バスから決算に基づきバス運行に伴う不足分への補助金申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。その内訳ですが、生活交通路線国庫補助対象である霧多布線系統1分が455万3,000円増の842万5,000円、町単独路線の床潭線が4,000円増の448万4,000円、同じく町単独路線の霧多布線系統2分が関係する浜中町との不足分を折半し18万7,000円増の466万3,000円となり、合わせて1,757万2,000円で、各路線運行を維持するための町補助金の増額であります。

8 目社会福祉施設費14万4,000円の減、次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉費総務費144万7,000円の減、主に児童福祉一般、私設保育所運営費補助金144万円の減は、無認可保育所の若松保育所において、当初、保育士2名体制での運営費として補助金を見込んでおりましたが、1名体制となったことによる補助金の減であります。その他は執行見込みに伴う減、太田へき地保育所は財源内訳補正であります。

2 目児童措置費251万円の増、児童手当対象児童数の増によるものであります。

4 目児童福祉施設費187万円の増、次ページにわたり真竜保育所71万円の増、主に賃金は臨時職員の賃金改定による増、光熱水費は電気料の増、備品購入費は厨房用冷蔵庫の更新に伴う購入費増であります。宮園保育所60万円の増は、主に賃金は臨時職員の賃金改定による増、修繕料は園庭フェンスほか修繕料の計上、賄い材料費は入所児童数の増に伴う計上であります。厚岸保育所53万1,000円の増は、主に賄い材料費入所児童数の増によるものであります。その他は執行見込みによる増減であります。

5 目児童館運営費1万1,000円の増、次ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり執

行見込みによる増減であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費、有害動物対策 2 万 3,000 円の増、スズメバチ駆除件数の増加に伴う増であります。2 目健康づくり費 77 万 7,000 円の増、母子保健 5 万 9,000 円の増は、臨時看護師賃金改定による増、予防接種 67 万 5,000 円の増は、インフルエンザ予防接種ワクチンの単価アップによる委託料の増、がん予防保険 4 万円の増、次ページにわたり昨年度実施した働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、事業完了後、交付された補助金が事業費を上回ったことから当該補助金の返還金の計上であります。特定健康診査等 3,000 円の増は、臨時栄養士賃金改定による増であります。

3 目墓地火葬場費 25 万 6,000 円の増、斎場待合室ほか、ストーブの分解修理費の計上であります。4 目水道費 124 万 1,000 円の減、簡易水道事業特別会計操出金の減であります。5 目病院費 5,000 万円の増、病院事業会計へ負担金及び補助金の計上であります。現時点における医業収入を見込んでの収支不足補填分を含め補正後、総額を 4 億 847 万 2,000 円とするものであります。

2 項環境政策費、1 目環境対策費、増減なし。財源内訳補正であります。3 目廃棄物対策費 5 万 3,000 円の減、委託料の確定による減であります。4 目ごみ処理場費 118 万 4,000 円の増、次ページにわたり主にごみ焼却処理場の屋根補修ほか修繕料として 103 万 7,000 円の増、その他は説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。5 目し尿処理費 8 万 4,000 円の減、委託料の確定による減であります。6 目下水処理費 21 万円の減、補助金の確定見込みによる減であります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、次ページにわたり 17 万 8,000 円の増、農業委員会事務局 16 万 2,000 円の増、農地基本台帳システムほか保守点検委託料の計上であります。農地保有合理化事業等事業委託 1 万 6,000 円の増、北海道農業公社との委託契約に基づく増であります。2 目農業振興費 379 万 4,000 円の減、中山間地域等直接支払事業 384 万 5,000 円の減は、本年度当該交付金事業の対策切り替え年度となっていることから、対象交付面積の精査を行ったところ、前期よりも対象面積が減少したため、当該事業費が減となったところであります。多面的機能支払交付金事業 39 万 7,000 円の減は、対象面積が減少したことによる事業費の減であります。新規就農者誘致事業 44 万 8,000 円の増は、厚岸町新規就農者誘致条例に基づく農業機械リース料に対する補助金の計上であります。

3 目畜産業費 851 万 1,000 円の減、歳入で説明しました釧路太田農協が事業主体となる当該事業について、事業計画の延期に伴い事業費を減額するものであります。5 目農地費 823 万 5,000 円の増、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額交付決定を受けて、町営牧場で使用するロールベアラー 1 台、バイク 2 台の購入事業費の計上であります。7 目農業施設費 1,000 円の増、次ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。8 目農業水道費 129 万 9,000 円の増、次ページにわたり主に農業水道施設修繕料 109 万 4,000 円は別寒辺牛地区配水管及びトライベツ浄水場ペーハー計ほかの修繕料の計上であります。漏水調査事業 28 万円の増は、別寒辺牛地区の漏水調査委託料としての計上であります。その他は、それぞれ執行見込みによる増減であります。9 目堆肥センター費 34 万 6,000 円の増、修繕料の増であります。

2 項林業費、1 目林業総務費、増減なし。財源内訳補正であります。3 目造林事業費 6 万 5,000 円の減、執行見込みによる減であります。4 目林業施設費 1 万 5,000 円の増、緑のふるさと公園は財源内訳補正、木工センター 1 万 5,000 円の増は木工センターで使用する工具消耗品購入に伴う増であります。5 目特養林産振興費 729 万 7,000 円の減、きのこ菌床センターにおける菌床申し込み数量の減に伴う製造原材料費の減であります。

3 項水産業費、2 目水産振興費 5,357 万 5,000 円の増、次ページにわたり主に新基幹業務システム構築事業 2,550 万円は、データを一元管理し、電算分野のスピードを向上させ、現場的な荷受け販売を含め管理体制の強化を図るためのシステム導入経費、1 は衛生管理システム導入事業 940 万円は、長時間の鮮度保持と漁体崩れを防止する高鮮度保持設備整備として魚タンク 100 基の購入、沿岸漁業作業省力化機器導入事業 1,450 万円は、作業効率の大幅な向上と一定水準を保つ生産出荷体制の構築を図るとして、昆布小型選別機 25 台、カキばらし機 24 台の購入。水産物高鮮度維持施設導入事業 470 万円は、水産物の新しい販売方法の実施、高鮮度維持を目的とした施設整備としてアクリル水槽、FRP 水槽、循環ポンプ、空調整備等の整備をするもので、この 4 事業は全て厚岸漁業協同組合が事業主体となり、地域づくり総合交付金の補助採択を受け予算を計上するものであります。その他の事業は、事業実施見送りによる減であります。

3 目漁港管理費 2,000 円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。次ページ、5 目養殖事業費 70 万 1,000 円の増、カキ種苗センター 100 万 2,000 円の減、主に通年雇用を見込んでいた臨時職員 1 名分が採用見送りとした共済費、賃金の減、修繕料はボイラー修理費、その他は執行見込みによる増減であります。

カキ種苗生産 33 万 3,000 円の増、主に餌料藻類売払料の増に伴い運搬に要する容器及び配送料の増、施設整備用消耗品の購入費の増であります。水産増養殖調査研究 137 万円の増は、主に地域づくり総合交付金及び生き生きふるさと推進事業助成金の補助採択を受け、試験研究用消耗品、プランクトン分析、カキ成分分析委託料やオーストラリアカキ養殖事業現地視察にかかる旅費ほか、関係経費の計上であります。6 目水産施設費増減なし、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

6 款 1 項商工費、2 目商工振興費増減なし、財源内訳補正であります。3 目食文化振興費 1 万 3,000 円の増、物産交流宣伝は財源内訳補正、味覚ターミナル道の駅 1 万 3,000 円の増、次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。4 目観光振興費 3 万 7,000 円の増、5 目観光施設費 20 万 4,000 円の減、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

次ページ、7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費 2,000 円の減、執行見込みによる減であります。2 目土木車輛管理費 78 万 6,000 円の増、土木車輛の修繕料の増であります。3 目土木用地費 8 万 2,000 円の減、4 目地籍調査費増減なし、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費 322 万 6,000 円の減、次ページにわたり道路橋梁管理 65 万 5,000 円の増、町道ほか補修に係る車借上料、原材料費の増額補正であります。太田 5 号道路整備事業は、財源内訳補正、その他は事業費確定に伴う減額補正であります。2 目道路新設改良費 1,707 万 7,000 円の増、63 ページまでわたりますが床潭末広間道路整備事業は増減なし、事業予算内における組み替え補正、61 ページ、プライベート道路

防雪柵整備事業は、事業費確定による減、太田門静間道路整備事業は工事費調整減、63ページ、湾月町通り整備事業509万2,000円の減は執行見込額確定に伴う減であります。

3目除雪対策費9,564万3,000円の増、除雪対策補正後額を1億4,219万円とし、おおむね8回分の除雪出動に要する予算計上となります。

次ページ、3項河川費、1目河川総務費7万4,000円の減、次ページにわたり別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業については、それぞれの事業費内での予算組み替えのほか、67ページ、門静尾幌地区冠水対策事業は事業確定による減であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、2万1,000円の減、3目下水道費53万1,000円の減、下水道事業特別会計繰出金の減であります。

5項公園費、1目公園管理費19万円の減、公園施設、次ページにわたり執行見込みによる減であります。

6項住宅費、1目建築総務費3万6,000円の増、2目住宅管理費81万1,000円の増、町営住宅78万円の増は、主に修繕料の増及び有明団地建てかえ入居者移転料の計上であります。その他は、執行見込みによる増であります。

8款1項消防費、2目災害対策費364万2,000円の増、災害対策333万7,000円の増、次ページにわたり主に地滑り監視委託料217万4,000円の計上は、去る10月11日、末広地区の私有地において地滑りが発生いたしました。当該地区は、地滑り区域に指定されていない地区であります。地滑りの監視のため目視による監視測定と万が一の状況を考慮し、地滑りが発生する可能性が生じる場合にはサイレンと赤色灯で周知する機器を設置しております。地滑りの監視につきましては、12月6日まで目視による毎日の点検業務を行い、翌7日からは地滑り監視の専用機器により監視測定をすることとしております。また、防災用備品購入は防災行政無線の不感地域における通信手段としてトランシーバー3台を新規購入するものであります。その他につきましては、執行見込みによる増減であります。

3目消防施設費229万7,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行額確定による減であります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費10万1,000円の増、次ページ、損害賠償訴訟事務委託料の計上であります。6目スクールバス管理費85万4,000円の増、主にエンジンオイル及びスタットレスタイヤ購入のための消耗品費、燃料費、車輛修繕料の計上であります。

2項小学校費、1目学校運営費、24万円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。2目学校管理費、1万円の減。次ページ、3目教育振興費9万2,000円の増、賃金は臨時職員の賃金改定による増、その他は執行見込みによる増減であります。

3項中学校費、1目学校運営費、増減なし。次ページにわたり各中学校での執行見込みによる増減であります。2目学校管理費51万5,000円の増、主に真龍中学校体育館暖房器修理及び厚岸中学校漏水修理に伴う修繕料の増のほか、執行見込みによる増減であります。3目教育振興費79万5,000円の増、要準要保護児童就学援助費等は、対象生徒数の増に伴うものであります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、7万6,000円の減、次ページにわたり執行見込

みによる増減であります。2目生涯学習推進費1,000円の増、3目公民館運営費7,000円の減、4目文化財保護費10万円の減、5目博物館運営費14万9,000円の増、次ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

6目情報館運営費60万8,000円の減、次ページにわたり情報館整備事業52万2,000円の減は事業費確定による減、その他は執行見込みによる増減であります。

6項保健体育費、2目社会体育費12万円の減、次ページにわたり社会体育一般8万4,000円の増、主に旅費はB&G指導員研修会出席に伴う増、その他の事業につきましては執行見込みによる増減であります。3目温水プール運営費6,000円の増、執行見込みによる増減であります。

11款1項公債費、1目元金39万円の増、平成16年度債の政府の財政融資資金である臨時財政対策債が平成27年3月25日に減税補てん債が平成27年3月31日に10年目の金利見直しが行われ、借入時の金利がともに1.2%が0.2%となり、残り10年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ、本年度の元金償還の増分39万円を合わせて補正計上するものであります。この金利見直しにより後年度の金利支払額が1,176万円軽減となるものであります。

2目利子242万9,000円の減、次ページにわたり平成26年度長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う分170万7,000円の減、元金でご説明いたしました政府系資金の金利の見直し分72万2,000円の減となる調整計上であります。

12款1項1目給与費は、財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2表地方債の補正であります。

地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

5ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。辺地対策事業320万円の減、過疎対策事業190万円の減、公有林整備事業340万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

6ページをごらんください。地方債に関する補正調書であります。

表の下段、合計欄です。

平成26年度末現在高104億2,709万5,000円、平成27年度中起債見込額4億3,900万円、平成27年度中元金償還見込額9億253万7,000円、補正後の平成27年度末現在高見込額は99億6,355万8,000円となるものであります。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

次に、議案第71号であります。

議案書の1ページであります。平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計補正、3回目。

平成27年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ43万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億81万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では3款7項にわたってそれぞれ43万2,000円の減額補正であります。

事項別により説明いたします。4ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金43万2,000円の減、補正財源として減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万円の減。

2項町税費、1目賦課徴収費2,000円の減、それぞれ執行見込みによる増減補正であります。

3項1目運営協議会費4万8,000円の増、国民健康保険運営協議会における研修会参加に伴う委員報酬及び費用弁償の増額補正であります。

5項1目特別対策事業費2万9,000円の増、主に非常勤職員賃金の賃金改定に伴う増額補正であります。

次ページ、4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金3万円の増。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費72万2,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。2目保健事業費、1目保健衛生普及費23万5,000円の増、インフルエンザ予防接種ワクチンの単価アップに伴う当該予防接種委託料の増額補正であります。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号であります。

議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、2回目。

平成27年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ95万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,726万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款4項、歳出では3款3項にわたってそれぞれ95万円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。5ページをお開き願います。

歳入であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金138万3,000

円の増、地域づくり総合交付金の交付決定による補正で、内訳としては片無去浄水場整備事業分として31万1,000円の減額、新規採択として太田浄水場整備事業分169万4,000円の計上であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金124万1,000円の減、補正財源調整に伴う減額補正であります。

7款諸収入、1項1目1節雑入9万2,000円の減、消費税及び地方消費税還付金の減であります。

8款1項町債、1目水道債、1節水道事業債100万円の減、糸魚沢地区配水管整備事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。歳出であります。

2款水道費、1項1目水道事業費85万6,000円の減、簡易水道施設61万円の増は、主に水道管等修理費の増額補正、漏水調査事業27万9,000円の増は、上尾幌地区における個別漏水調査実施に伴う増額補正、このほかは説明欄記載のとおり事務事業執行見込みによる減であります。

また、片無去浄水場整備事業及び次ページ太田浄水場整備事業は財源内訳補正であります。

4款1項公債費、1目元金、財源内訳補正。2目利子9万4,000円の減、平成26年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

5款1項1目予備費財源内訳補正。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は第2表 地方債補正による。

3ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。

簡易水道事業100万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

下の表は地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄です。平成26年度末現在高3,405万9,000円、平成27年度中起債見込額1,330万円、平成27年度中元金償還見込み額161万9,000円、補正後の平成27年度末現在高見込額は4,574万円となるものであります。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

続きまして、議案第73号であります。

議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、1回目。

平成27年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,380万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,177万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では6款6項、歳出では2款3項にわたって、それぞれ1,380万4,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。5ページをお開き願います。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節下水道費負担金、公共下水道事業受益者負担金158万6,000円の増。本年度付加分の増によるものであります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節下水道使用料230万3,000円の増、主に現年使用見込みによる増であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金820万円の減、本年度の補助金配分額の決定による減であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金53万1,000円の減、補正財源調整に伴う減額補正であります。

6款諸収入、2項1目1節雑入3万8,000円の増、消費税及び地方消費税還付金は1万7,000円の増額、鉄くず売払代2万1,000円の計上は、公用車廃車によるものであります。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債900万円の減、公共下水道事業費の減に伴う減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。歳出であります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費、下水道一般で印刷製本費1万6,000円の増、2目管渠管理費211万3,000円の増、主にマンホール送水ポンプほか修理費として125万3,000円の増、港町東2の通り汚水管の清掃調査業務委託料として90万2,000円の増であります。3目下水道管理費73万2,000円の増、主に終末処理場で使用するダンプトラックのスタッドレスタイヤ購入費として24万7,000円の増、備品購入費47万5,000円は、終末処理場の運転開始時から使用してきた水質検査用蒸留水製造装置で、経年劣化のほか、製造年から多年となり、修理部品の調達が不能となったことから、これを更新するものであります。その他は執行見込みによる増減であります。

4目普及促進費18万1,000円の減、水洗化等改造工事補助執行見込みに伴う減額補正であります。

次ページ、2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、1,647万3,000円の減、公共下水道事業補助分は、補助金配分にあわせ事業費1,586万3,000円を調整減するもので、補正後額が2億3,153万7,000円であります。起債分は、事業執行見込みによる補正計上であります。

3款1項公債費、1目元金、財源内訳補正。2目利子、1万1,000円の減、平成26年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は第2表 地方債補正による。

3ページをお開き願います。

第2表地方債補正変更であります。

公共下水道事業900万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。下の表は、地方債に関する補正調書であります。

表の下段、合計欄になります。平成26年度末現在高40億3,695万2,000円、平成27年度中起債見込額1億5,670万円、平成27年度中元金償還見込額2億9,046万6,000円、補整後の平成27年度末現在高見込み額は39億318万6,000円となるものであります。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

続きまして、議案第74号であります。

議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、2回目。

平成27年度厚岸町の介護保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,521万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補整後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では5款5項、歳出では4款4項にわたってそれぞれ45万9,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。

歳入であります。

2款サービス収入、2項予防給付費収入、1目居宅サービス費収入、1節居宅支援サービス計画費収入64万9,000円の増、要支援認定者の増加及び介護報酬単価アップによる増であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、7目1節地域支援事業交付金4万2,000円の減。

5款1項支払基金交付金、2目1節地域支援事業支援交付金4万9,000円の減。

6款道支出金、2項道補助金、3目1節地域支援事業交付金2万円の減、それぞれ対象事業費の減に伴う減額補正であります。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金7万9,000円の減、補正財源調整による減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費5万円の増、介護認定調査費、賃金改定に伴う増額補正であります。

2款保険給付費、1項サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費80万円の減、認知症対応型通所支援事業所の休止に伴い、利用者数の減が見込まれることによる減額補

正であります。

3目居宅介護福祉用具購入費80万円の増、購入利用者の増に伴う増額補正であります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業、4目2次予防事業費、17万円の減、賃金は賃金改定による増、委託料は利用者の減に伴う減額補正であります。

8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目包括的支援事業費57万9,000円の増、次ページまでわたりますが、職員人件費は財源内訳補正、介護予防支援は要支援認定者の増に伴い、新規の予防プラン作成にかかる委託料の増額補正であります。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

続きまして、議案第75号であります。

議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、2回目。

平成27年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ64万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,897万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開きください。

第1費用歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出とも1款1項にわたってそれぞれ64万2,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。歳入であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金64万2,000円の減、補正財源調整に伴う減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金64万2,000円の減、後期高齢者医療広域連合前年度の事務費負担金の精算による減であります。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

続きまして、議案第76号であります。

議案書の1ページであります。

平成27年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算、1回目。

平成27年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ1,181万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,724万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出とも1款1項にわたって、それぞれ1,181万9,000円の増額補正であります。事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。歳入であります。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,181万9,000円の計上、補正財源としての計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、1,181万9,000円の増、介護老人保健施設サービス事業、共済費及び賃金488万円の増は、施設の運営に当たって看護師及び介護員の不足を補う臨時職員2名増員に伴う増、備品購入費106万8,000円の増は、主に機能訓練室で使用するトレーニングマシン1台、ホットパック装置1台など、リハビリ用機械器具及び介護用車椅子5台、ポータブルトイレ1台などの購入費の計上であります。

病院事業運営管理共通経費負担金528万5,000円の増は、決算による負担金基礎数置の変更及び当初予算におけるサービス費収入にあわせて留保分の計上であります。

その他の増減につきましては、執行見込みによる補正計上であります。

以上をもちまして、議案第70号 平成27年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第76号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第77号平成27年度厚岸町水道事業会計補正予算、2回目の内容について説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条総則。

平成27年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。年間総排水量は3万6,706立方メートルの増で、126万3,091立方メートル、1日平均給水料は101立方メートルの増加で3,461立方メートルであります。

主な建設改良事業について、配水管布設替え等事業を944万円減額し、1,365万5,000円に、布設整備事業を14万円減額し486万円に、メーター設備事業を208万1,000円増額し、4,497万3,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益を179万3,000円増額し、2億7,760万6,000円とするもので、内訳は1項営業収益は149万1,000円の増、2項営業外収益は30万2,000円の増でございます。

支出につきましては、1款水道事業費要を691万6,000円増額し2億8,048万9,000円とするもので、内訳は1項営業費用は742万8,000円の増、2項営業外費用は51万2,000円の減でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。
6 ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益は149万1,000円の増、これまでの収入実績を反映したことによる増額でございます。

2 項営業外収益、3 目長期前受金戻入は26万9,000円の増、平成26年度の建設改良事業費とそれに伴う補助金額確定による長期前受金収益化額の増額であります。

5 目雑収益 3 万3,000円の増、公務災害補償基金精算還付金などであります。

次に、収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は249万5,000円の増額で、原水水質悪化などによる薬品費で149万9,000円の増、動力費で135万円の増、新しい宮園配水池の運用開始作業に伴う通信回線使用料 5 万1,000円の増のほか、説明欄記載のとおりでございます。

2 目配水及び給水費は、539万3,000円の増額で配水管の漏水に対応するため、委託料で151万2,000円の増、修繕費で388万1,000円の増でございます。

4 目総係費は 3 万4,000円の減額で、各節執行見込額確定による増減で、内容は説明欄記載のとおりであります。

5 目減価償却費は43万1,000円の減額で、平成26年度の建設改良事業の執行額が確定したことによる減であります。

6 目資産減耗費は5,000円の増額で、故障した水質検査機器の廃棄に伴う計上であります。

2 項営業外費用、1 目支払い利息及び企業債取扱諸費は72万4,000円の減額、平成26年度分の企業債借入額及び企業債利率確定による減でございます。

2 目消費税及び地方消費税は21万2,000円の増額で、給水収益の増や建設改良工事の減額などに伴い見込まれる納付額の増でございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、資本的収入を943万7,000円減額し1,859万1,000円とするものであります。

2 ページをお開き願います。内訳ですが、1 項企業債は680万円の減額、6 項補償金は263万7,000円の減額であります。支出では1 款資本的支出を749万9,000円減額し、1 億4,454万4,000円とするもので、内訳は1 項建設改良費が同額の749万9,000円の減でございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明を申し上げます。8 ページをお開き願います。

1 款資本的収入、1 項1 目企業債は680万円の減額、執行内容が確定した工事の企業債借り入れの減によるもので、内容は説明欄記載のとおりであります。

6 項1 目補償金は263万7,000円の減、対象工事の執行内容確定による減であります。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項1 目建設改良費は958万円の減額、これは配水管布設替え等の工事の執行見込み額の減による944万円の減と施設整備工事の執行額確定による14万円の減であります。

3目メーター設備費は208万1,000円の増額、主に住宅などの新築が増加したことによる新設メーター取り付け台数の増加によるものであります。

ここでまた1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が、資本的支出に対し不足する額、1億2,595万3,000円について、過年度分損益勘定留保資金1,327万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億795万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額472万4,000円で補填するものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条企業債の補正であります。

企業債の予定額を680万円減額し、1,790万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

3ページと4ページは、補正予算実施計画、5ページは水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書、飛びまして9ページと10ページは予定貸借対照表、11ページと12ページは会計処理の基準や手順を示した注記でございます。

いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成27年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第78号 平成27年度厚岸町病院事業会計補正予算、1回目について、その内容を説明いたします。

議案書1ページです。

初めに、第1条は総則です。

平成27年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、(1)主な建設改良事業の補正で、医療機械整備事業に1,588万5,000円を増額し、総額4,666万5,000円に、建設工事業で478万9,000円を増額し、3,693万円とするものです。内容につきましては、後ほど説明いたします。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正と2ページの資本的収入及び支出の件につきましては、6ページ、予算説明書により説明いたします。

初めに、収益的収入であります。1款病院事業収益、2項医業外収益で5,516万4,000円の増、内訳ですが3目長期前受金戻入で59万2,000円、当年度長期前受け金収益価格の増額補正です。

5目他会計補助金で4,928万7,000円の増、企業債償還利息補助、救急医療対策費補助ほか、説明欄記載の増減となります。昨年度12月補正時との比較では2,330万3,000円の減少となっております。

6目負担金交付金、介護老人保健施設事業運営管理共通経費負担金528万5,000円の増、老健施設からの光熱水費など、面積案分等による負担金収入で当初予算で調整残だったものを10月期に増額補正となったものです。

続いて、収益的支出です。1款病院事業費用4,594万4,000円の増、内訳です、1項医業費用では3,897万1,000円の増、そのうち2目材料費では3,029万8,000円の増、薬品費、特に注射薬診療材料費の増となっているものです。

3目経費では、714万1,000円の増、10節手数料では84万3,000円の増、主に調剤支援システム医薬品データベース更新料の増です。

15節使用料で431万円の増、主に在宅酸素療法ボンベ使用料、在宅人工呼吸器使用料など等となっているところです。

19節負担金で198万8,000円の増、医師の休暇、出張時の支援医師派遣負担金の増であります。

5目資産減耗費153万2,000円の増、機械備品更新に伴う現有機器の除却費用の増額であります。

次に、2項医業外費用、3目雑損費697万3,000円の増、内容は説明欄記載の消費税増が主なものです。

7ページです。資本的収入、1款資本的収入、1項補助金で1,841万3,000円の増、1目他会計補助金では71万3,000円の増、医療機械購入費補助で318万5,000円の増、建設工事費補助で247万2,000円の減。

2目国庫補助金1,770万円の増であります。医療機械購入補助で1,270万円、建設工事費補助で500万円の増、それぞれ特定防衛施設周辺整備補助金などで病院事業への追加充当がありましたので、支出に補正計上の事業を実施するものであります。

次に、支出であります、1款資本的支出、1項建設改良費2,067万4,000円の増、1目固定資産購入費1,588万5,000円の増、内訳は機械備品購入費で超音波診断装置1台、人工呼吸器1台、心電計1台、渦流浴装置1台、血圧監視装置2台、人工呼吸器搬送用1台、内視鏡洗浄消毒器1台、厨房用冷凍庫1台の8種9点で、平成28年度に計画していたものを前倒し実施するもので、いずれも耐用年数を大きく経過し、故障頻度も多く部品の供給終了など、修理対応も難しい状況にありますことから、診療に支障とならないよう整備しようとするものであります。

2目建設工事費478万9,000円の増、温水ボイラー工事費確定による67万3,000円の減、人工透析室空調整備更新工事546万2,000円の新規補正です。この設備は、来年、平成28年度で更新を図る計画でございましたが、10月の低気圧の影響などで室外機の内部基盤に故障が発生し、停止中であります。設備は20年を経過し、修理対応が終了していることから急ぎ、最新の整備に更新するものであります。

以上が収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容説明です。

2ページへお戻りください。

第4条資本的収入及び支出の括弧書きです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,826万円は過年度分損益勘定留保金6,826万円で補填する内容であります。

3ページでは、第5条他会計からの補助金の補正であります。さきに説明しました、主に企業債償還利息補助、救急医療対策費補助ほか、決算を見込んでの整理のほか、12月における補助金の増額補正であります。

また、建設工事費補助は全額を多年度分損益勘定留保資金で補填することとしたもの

であります。

合計、3条、4条予算の総額で4億847万2,000円の計上であります。これに、より前年、平成26年度の12月期補正予算額4億4,037万5,000円との単純比較では3,190万3,000円の減少となっております。

次に、第6条は棚卸資産の購入限度額の補正であります。3,546万円を増額し、総額で1億9,291万9,000円とするものです。

4ページは補正予算実施計画、5ページは補正予定キャッシュフロー計算書、8、9ページは予定貸借対象表、10、11ページは会計手法等に係る注記であります。当初予算からの変更はございません。

この税込み予算案における収支では、収入支出差し引き1億2,858万4,000円の赤字予算となるところであります。

以上で、議案第78号平成27年度厚岸町病院事業会計補正予算(1回目)の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長(佐藤議員) 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成27年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(佐藤議員) 異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成27年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時38分再開

●議長(佐藤議員) 本会議を再開いたします。

●議長(佐藤議員) 日程第10、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 平成27年第4回定例会開催に当たりまして、通告してあります3点について質問をいたします。

初めに、道東自動車道と国道44号線について質問をいたします。11月12日、道東自動車道シンポジウム in 厚岸が高速道路を生かした地域活性化のすすめと題して開催されました。福祉センターに700人が集い、高速道路の早期完成を期する熱気に溢れ、町民の熱い思いを痛感した次第でございます。

これを受けまして、町の対応についてお伺いをいたします。

厚岸町の現状と今後の取り組みについてお尋ねします。また、本年度中に阿寒インターが開設、深山を下った別保まで釧路外環状道路が延伸が決まり、オビラシケ川に395メートルの橋が既に完成しております。道東自動車道早期完成を待望私もいたしますが、この道路は厚岸町のどこを通り、いつごろ供用開始になるのかとお尋ねをさせていただきます。

厚岸町へのアクセス道路の高速化はまちの活性化、産業の発展の最重点課題と考えます。私は、市街地から離れた高速道路も大切ですが、現道の国道44号線、釧路根室間道路、特に厚岸釧路間の原道を基調とした浸水対策のかさ上げ、さらには2車線、3車線、道路の拡幅、できれば深山にトンネルをつくって高速化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、イオン厚岸店西側の町道への指定方向外進行左折でございますが、禁止解除についてお伺いをいたします。

昨年の9月の第3回定例会においてこの件について、町長は左折禁止解除に向けた交差点改良について、道路管理者である北海道と厚岸警察署及び北海道警察釧路方面本部との協議が終了した後、平成27年度以降において北海道の予算措置がされ次第、交差点改良を実施、その後、公安委員会において左折禁止の規制解除がされる見通しという答弁をいただきました。

しかしながら、その後の動向、全く見えてはおりません。どのようになっているのかお尋ねをさせていただきます。

3点目でございます。平成19年から始まりました全国学力学習状況調査についてお伺いをいたします。

学力学習状況調査の実施に当たり、いまだ賛否の声があります。私は、単に児童生徒の競争をあおるものではなく、実施することで厚岸の子どもたちの学力や体力が全国の子どもたちと比較し、どうなっているのか現状を知る目安になると思います。

また、学校教育活動の状況や児童生徒の学びの状況と傾向を捉えることができる、今後の本町の教育活動の改善に反映されるものと考えますので、改めてお尋ねをさせていただきます。

この調査をどのように考えておりますか、また、この調査の効果と調査実施による結果を踏まえ、今後の取り組みはどのようにされるのかお尋ねをさせていただきます。さらには、この調査による先生方の負担、研修はどうなっているのかお尋ねをし、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の道東自動車道と国道44号線についてのうち、始めに厚岸町の現状と今後の取り組みはについてであります。高速道路の整備に関しては北海道横断自動車道の高速自動車国道として平成28年度中に阿寒インターチェンジまで開通予定であり、道東自動車道の本別インターチェンジから釧路西インターチェンジまでの整備計画区間と一般国道自動車専用道路の釧路外環状道路の釧路別保インターチェンジまでの事業区間を早期完成要望区間として関係12市町村で組織する、北海道横断自動車道釧路地区早期建設促進期成会の一員として、要請活動などに参画しております。

また、予定路線区間である釧路別保インターチェンジから根室温根沼間の約119キロメートルについてを早期整備要望区間として、釧路市から根室市までの関係13市町村、議会、商工会議所、商工会、釧勝地区及び根室管内漁業協同組合長会、阿寒バス株式会社、根室交通株式会社、一般社団法人釧路地区トラック協会を組織する北海道横断自動車道釧路根室間建設促進期成会として、平成28年度に計画段階評価着手を強力に要望しているところであります。

また、道東自動車道の延伸整備については、釧路地方総合開発促進期成会としても、特に重点要望として国土交通省の開発予算等に関する要望活動を展開し、さらに11月5日に北海道高速道路建設促進期成会が実施した道内13区間の未着手区間の緊急要望において、私が釧路・根室間を代表として国土交通省に早期事業着手を直接お願いしたところでもあります。

今後の取り組みについては、北海道横断自動車道、釧路根室間建設促進期成会の活動として、高速道路の根室までの延伸に向けての沿線住民に対するアンケート調査、高速道延伸に向けた新ポジウムなどの地域気運の要請活動、そして国土交通省などへの要望活動を引き続き実施する予定であります。

次に、延伸要望の道東自動車道は厚岸町のどこを通り、いつごろ供用開始となりますかについてであります。現在、別保インターチェンジから根室温根沼間の約119キロメートルは、事業着手が決まっていない予定路線としての位置づけであり、ご質問の事項については全く何も決まっていない白紙の状態であります。

高速道路の計画、事業家に至る流れとしては地域の道路ネットワークの課題調査、路線の必要性、効果の調査、必要に応じた優先区間の絞り込み調査、計画段階調査を進むべくための概略ルート・構造の検討、都市計画、環境アセスメントの準備を行うための詳細ルート・構造の検討、都市計画・環境アセスメントを進めるための調査、新規事業採択時評価を経て、新規事業化が決定されます。

この間の計画段階評価において、複数案の比較、評価とともに第3者委員会において地域の現状と交通機関、道路整備の必要性の地域意見の聴取と、特に延長が長い区間については優先整備区間案の検討、選定等が行われ、意見具申されます。

現在、何も決まっていない予定路線から次のステップに入る計画段階評価など、所用の手続きに早急に着手していただくよう求めているところであります。

次に、国道44号線、特に厚岸釧路間における浸水対策のかさ上げと2路線、または3路線の道路を拡張、深山のトンネル化による高速化については、まずたびたび起きてい

る道路の冠水については、毎年度の開発要望において旧尾幌1号川に架かる橋を過ぎた一帯と門静との対策を求めているところであり、具体的な動きはないものの、釧路開発建設部からはかさ上げを含めた対策の検討を行っていききたいとお話しも聞いております。

また、2車線、もしくは3車線の道路拡張と深山のトンネル化による高速化を求めることについては、道東自動車道の釧路別保インターチェンジからの延伸を求める活動内容との整合性が問われることになることから、現在のところ要望することは考えておりません。

続いて、2点目のイオン厚岸店西側の町道への指定方向外進行禁止、左折禁止解除について、その後の動向はについてであります。本年度において、これまで協議を行ってきた北海道及び厚岸警察署に加え、交通規制の担当である北海道警察釧路方面本部交通課の協力をいただき、規制解除に向けた交差点改良の方法について最終的な協議を行ってきたところであります。

また、協議された交差点改良の方法及び実施の可否については、道路管理者である北海道で検討を行ったところ、平成28年3月以降、雪解けの状況を見て交差点改良を実施する旨、厚岸警察署を介して本年11月に連絡があったところであります。

交差点改良の内容は、道道別海厚岸線と側道の間にあるゼブラゾーンの形状を変更し、ラバーポールを設置することで、道道別海厚岸線本線と側道を分離し、側道から本線への侵入は側道から一旦町道港町西4の通りに入り、町道港町西4の通りから本線へ侵入をするもので、現在の3路線が同時に交わる形態を解消するものであります。

この交差点改良に伴い、公安委員会においてあやめ跨線橋からイオン駐車場付近への横断歩道に設置されている一時停止標識を交差点改良後、側道と町道港町西4の通りの交差点付近に移設し、3路線からの車輛が同時に交わることを解消することで、道道別海厚岸線の当該交差点付近にある指定方向外進行禁止標識を撤去し、道道別海厚岸線の上り下りの車輛線から、町道港町西4の通りへ侵入を可能にするとのことであります。

厚岸町としては、交差点形状の変更及び交通規制の解除により、当該交差点付近の車輛の通行方向が変更となることから、この交通規制解除の日程が決まり次第、交通事故防止のため広報紙等による、町民への周知を行う予定であります。

3点目の全国学力・学習状況調査については、教育長からお答えがあります、

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、全国学力・学習状況調査について、この調査をどのように考えていますか、また、この調査の効果はについてお答えいたします。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に実施しております。

教育委員会といたしましては、調査結果をもとに本町児童生徒の学力や学習状況を適格に把握し、分析改善を通して学校における児童生徒への教育の指導の充実や学習状況の改善等に役立てていくため、今後も本調査を積極的に活用していきたいと考えており

ます。

効果についてですが、本調査は評価に関する学力調査と学習習慣や学習環境等に関する質問調査の二つの観点で実施しております。

学力調査では、本町の児童生徒の傾向として基礎学力の向上が図られている一方で、応用力や活用力に課題が見られます。また、学習習慣や学習環境については、学習規律や学習に対する意欲の向上が見られますが、家庭学習の時間や情報端末機器の使用の方法に課題があります。

本調査を通じて、その学年集団の学力や学習の状況を把握するとともに、課題に応じた授業の工夫や学習環境の改善を進めることができる点で大きな効果があると考えております。

また、本調査結果を公表することで、学校、家庭、教育行政が同じ課題意識を持って取組を進めることができることも効果として上げられます。

調査実施による結果を踏まえ、今後の取組はについてですが、本町では、本調査結果を踏まえ学校がすべきこと、教育行政がすべきこと、家庭がすべきことを明らかにして、町の広報紙を通して結果と改善策を提示しております。

また、小学1年生から中学校2年生までを対象とした本町独自の学力調査や全国体力運動能力運動習慣等調査、いじめ実態調査の結果等も踏まえ、今後も知、徳、体のバランスのとれた児童生徒の育成を図ってまいります。

先生方の負担や研修についてですが、全国一斉の調査であるため、不備がないよう事前の準備や調査用紙の発送などの事務的な負担がありますが、結果の分析については分析ツールを使用したり、児童生徒一人ひとりの結果についても文科省が作成した個人票を保護者に提供するなど、作業負担を軽減しております。

教員の研修については、調査結果を有効に活用するための研修会を北海道管内町内レベルで実施しており、本町からも多くの教員が参加しております。さらに、学校が直接、指導主事に要請して調査の結果の分析と改善のため事業づくりの研修会を開催するなど、研修の充実を図っております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 南谷議員の再質問は、午後からいたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

8番、南谷議員の再質問から行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 道東自動車道について再質問をいたします。

阿寒インターは開通間近、そして釧路西インターも開通は未定でございますが、もう間もなくということで外環状線も間近に迫ってきている状況にあるわけでございますが、先ほだのご答弁、大変、丁寧に答弁をしていただいたのですけれども、余りにも丁寧過ぎて何かはっきりつかめないのです。肝心な部分はまだ真っ白です。町の意志というのが全然見えないのです。もう少し誠意を持って答弁していただきたいなと思います。

ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、先般、厚岸でシンポジウムが開かれました。厚岸の町民の皆さん、厚岸から早く中央に行ける高速化というものを非常に熱望していると、その意欲というものを感じた次第でございます。

深山まで札幌から短時間で来る、これはもう3年以内に実現するわけでございますが、しからば厚岸町の高速というものはどうなっていくのだと、それから国道44号線、現道がどうなっていくのだろうかということがはっきり答弁していただけなかったのです。町民の多くの皆さんも今ある釧路の深山のところから中チャンを通して、中標津のほうに向かう、これにつながっていくのかな、そう考える、思っている方もおられるだろうし、はたまた厚岸町から釧路から根室道路がどうなっていくのだろうか、そんな思いで疑心暗鬼になっていると思います。

そういうときでございますから、もう少し、町長の考え、腹づもりというものを厚岸町の町民の意志をしっかりと反映させていただいて、国なり、開発に私はきちんとした姿勢で臨むべきできないのかなと。少なくとも深山までもう来ているのです、この3年のうちに、来年度、28年度以降これらに向けて厚岸の考えというものを開発任せでは、さっきの答弁ではあなた任せなのですよ、厚岸町の意志というものが全然酌み取れませんでした。

改めてお尋ねをさせていただくのですけれども、高速道路というのはどっちのほうに行くのでしょうか。それから現道の国道44号線というのはどうなっていくのか、改めて質問をさせていただきます。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 高速道路の延伸についての厚岸町の意志ということでございますが、高速道路の整備要望につきましては、一つのまちが要望したからといって、それが通るものではありません。なぜならば、例えば厚岸、釧路から根室間であっても、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、根室市、五つの市と町があるわけでありまして。一つのまちだけが右向いて、ほかが左向くとか、そういうことではなくて、この沿線、それから周辺の自治体並びに関係団体、それからそこにお住まいの方々等、そういう人たちの一つの意志として要請することによって国並びに関係機関、その必要性を酌み取っていただけると、そういう前提において昭和60年からこの釧路根室間の整備促進期成会というのを立ち上げて、関係団体でもって要請しているわけでございます。その中で、厚岸町としても高速道路の整備というのは必要だということで、そこに参画して強く訴えてきているわけでございます。

その中でのルートでございますが、釧路市、正確にいうと釧路の別保インターから根室市までの間でありまして、ここを高速化するということは、ほかを迂回するとか、

そういうルートではないものと捉えます。なぜならば、この間を高速道路として走らせるわけですから、より効率的に高速化が図られるというルートがまずは前提になるものだというふうに考えます。

そのためにはいろいろな課題を解決するというには当然なります。例えば、現道で今、いろいろと課題になっている大雨等による浸水とか、それから津波の浸水区域にも国道44号線の一部はなっている、例えばそれを高速道路新しくつくることによって、それを回避するルートの選定も可能になるということでございます。

あとはさまざまな水産物、農産物、物流がスムーズにいくと、そういったことも総合的に勘案した中でこのルートというのは決められていくというふうに考えておりますし、そう言われております。高速道路の位置づけというのはそういうものであるということでございます。

それから、現道の整備については大雨時には冠水する部分もございますから、そこを国道44号線として課題を解決していただくということは当然のことでもありますから、それは別途、厚岸町の区域の中での要望としては開通要望の中で位置づけてお願いしているところでございます。

それから、44号線を高速化するという前提に2車線、3車線、あるいは深山のトンネル化を図るということは、今、現道がこういう状況であるので高速道路を延伸してほしいという要望をしているわけですから、それを現道でもって高速化が図られるのであれば、高速道路は要らないというふうにも受け取られかねないと、この沿線はどっちを望んでいるのだと、高速道路は新たに延伸してほしいのか、それとも現道の機能をアップしてほしいのか、どっちを優先するかということも捉えられかねないということで、ここは意志を一つ固めたほうがいいということですからずっと高速道路の延伸ということで運動してきているということでございますから、この辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 現道のかさ上げの問題については要望しているというということで、それは私も感じておりますし、ぜひやっていただきたい。

ただ、今の答弁で、私の思っている思いというか、よく理解できない部分が高速道路、丁寧に説明していただきました。厚岸町だけの問題ではない、当然だと思うのです。ですから、僕もこの問題をお尋ねするに当たって、決して高速道路、どっちに行くのか、今、中標津の皆さんは深山から真っ直ぐ引っ張ってくださいよと、こういう要望ではないのかなと、それに対して反対するものではないとか、ただ、厚岸として今、課長言われるように鉤路根室間を優先にしていくと、そういうことで捉えてよろしいのですか、間違いないのですか、それは。

僕がいろいろまちの人の意見を聞くと、国の財源のことを考えるとこの44号線を高速化していければなと僕自身は、個人的には思うのですよ、ですけども、あっちもこっちもという話にはならないと思うのです。やはり、どっちに整備をしていく、力を入れていくのだということになると、現道のままといっても災害対策とか、いろいろな問題

があって、中標津のほうに中チャンを抜けた道路の高速化というものが強いように今まで思ってきました、正直言って。ですから、あえてこういうふうにお尋ねをさせていただいたのですけれども、その中標津に行く道路が厚岸インター、石山の上か、太田の農協の近くに厚岸の市街地から近いところにインターがあればという構想もこの前の話ではあったのかなと、皆さんの思い。

ですから、私はいろいろな意見がある、厚岸町として少なくとも釧路町までもう道路が来ているのです。それなのにまだ白紙、いや国に任せる、これではなかなか理解してくれない、町民の皆さん。ですから、厚岸の皆さんが本当になるべく、1分でも早いほうがいいわけですから、それに向けて意思統一をしていく必要があると思うのです、そういうときにあなた任せの話ではまずいと思うのですよ。もう、今年から、28年度から将来方向というものを国のほうから求められる時期が来ているのです、それなのにまだ白紙ですよ、あなた任せですよ、これでは厚岸町だけの問題ではないと思うのです。

やはり、この現道を優先にしていくのか、それともはたまた高速道路というものがどっちを通っていくのだろうと、二つの道路が共有していくのか、この辺の考えについてまだにそのような答弁では私は困るな、納得できないのです。どうやって向かっていくのか、これからそれらの問題について町民の意見を聞いて、しっかりと厚岸の考えというものをまとめて、各町村とのすり合わせが必要ではないのか、厚岸町としては僕は市街地から少しでも近いところに厚岸インターというものを、この高速道路が市街地に近いところにつくっていくような構想をやはり打ち出していくべきではないのかなとかように思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から極めて重要な課題、特に政治的なこれからの活動が事由であるという認識のもとでお答えをさせていただきたいと思います。

今、ご指摘がありました高速道路の関係、釧路根室間ですが実はいろいろな要請をする中で問題点があります。というのは、まず距離の問題であります。高速道路で119キロを延伸するということは大変難しい、ですからとりあえずどこまでの区間を延伸すべきかという意思統一をしなければならぬこともあるであろうと思っております。

そういたしますと、やはりこの3月、ないしは4月になるかもしれません、釧路市の阿寒町まで高速が来るわけでありまして。その後がいよいよ根室釧路間ということになるわけでありまして、そういう中でやはりところどころの整備であってはならない、効果ある延伸を考えなければならぬ、そういたしますと釧路町には外環状線が平成30年に274と結ばれることに相成ります。

そういたしますと、距離的に、仮に厚岸町から釧路空港まで行く場合、極めて短くなります。今は湿原道路通っておりますが、それよりも時間的な短縮ができるわけでありまして。10分から15分ぐらい短くなるであろうと期待をいたしているところでございます。

そういたしますと、いよいよ厚岸ということになるわけでありまして、そういう中で期成会として統一した考えを持っていかなければならないという課題、これがあるわけでありまして、私といたしましてはまず、とりあえずは厚岸町までという考えを持ちながら内々に

要請をさせていただいているところであります。

極めて私自体のとり方ではありますが、いい方向にあるのではなかろうかと思っております。そうした場合に、実は先般、堀議員からも質問がこの点でありました。インターチェンジの問題、さきに答弁したとおりなのです。街の中から近いところでなければ意味がない、白糠インターチェンジを見ますと約20分もかかるようなところにあります。そういう点を考えますと、私はせめてインターチェンジは街から近いところに設置をすべきであるということに考えているわけございまして、そういう意味でとりあえずは計画段階評価を速やかに決めていただきたいということでもありますので、今、南谷議員がいろいろと町民も心配しているというお話ではありますが、私といたしましては速やかに、せめて厚岸町まで延伸をしていただくように、これからも強力な政治活動をしてまいりたい、要請をしてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

また、44号線の整備であります。これは高速道路と別な問題であります。やはり44号線をもっと安全な安心な道路にしなければならない、そのように考えております。特に冠水問題もあるわけでありまして、それで44号線は44号線の対策として今、国にいろいろと要請をいたしているところございまして、さきの答弁をしたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 何となくすっきりしました。44号線は44号線でしっかり安全・安心の道路づくりをしていると、高速道路については極力厚岸の市街に近いところを通っていただけるようにと、それであれば町民の皆さんも何となくすっきりすると思うのです。ただ、相手のあることですから確約はできないかもしれないですけども、多くの町民の皆さん、やはり町長だけがではなくて、いろいろな団体もあります。皆さんが、それぞれの思いがあると思います。

ですから、しっかりと町が主導となって物事を進める上ではいろいろな考えの方がおられるでしょう。ですから、しっかりと町が主体となって町民の皆さんにも理解を求めていくことを早急にして、町長の思いをぜひ早急に実現、反映できるように、まちとしてもしっかりと取り組まなければならないと思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

速やかに、早急に着工できるようにこれからも努力をさせていただきます。やはり、地元熱意、これも大事なのです。町長だけが突っ走りましても受け方が違います、国の。

やはり、地元がこういうことで念願している、早期に着工願いたいというものがなければならぬだけでありまして、すなわち町民の後押しというものも大事なことでございまして、どうかこの点、町民が熱意を持って、あの大会のように盛り上がって今後ともいただければと、そのように考えているわけでありまして。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります。イオン厚岸の左折禁止についてお伺いをさせていただきます。

本件、平成21年11月に8自治会長の解除要請が始まりでございます。その後、平成23年9月定例会、そして昨年の9月の定例会、そして本定例会と私3回目ですよ、一般質問。

ですけれども、自治会長さんへの周知等はどうなっているか分からないのですけれども、一向に見えないのです。昨年初めて28年度には形になるのではないかと、こういう答弁でございました。ですけれども、それも全く見えなかった。

ですけれども、先ほどの答弁で3車線を三叉路を2車路にして、一時停止の方向、交差点の構造をかえて侵入可能にするという答弁をいただきました。これらについて今後、少なくともそこまで課長の説明であれば28年度中には実現をしていただけるのかなと思います。

その上でお尋ねをさせていただくのですけれども、これまで6年もたったわけでございますから、6年前に賛成をされた自治会長さん等もおられます。これらの方々、もう既に6年たつとある程度、そんなことあったかなぐらいの感覚になってしまっていると思うのです。

それで、いざ解除になった場合、町民への周知、しっかりとしなければならない、先ほどの答弁でも、その周知の重要性というのを訴えていたのですけれども、徹底した周知をしていただきたい、さらには交通事故対策、細心の注意喚起が私は必要と考えます。警察もここまで伸びたのは大きな交差点、信号付いている交差点から近いところを解除するというので、それも私は左折ということをこだわっていたのですけれども、今回は交差点として認めるということになると右折も可能になると、そういう判断をさせていただきました。

そうすると、左折はまだいいのですけれども、おりてきた場合の左折はいいのですけれども、下りてきた場合の左折はいいのですけれども、信号から入って行って、そのあやめ橋に向かうときの右折というものは非常に対向車線、信号から近いわけでございますから、信号からスタートとして危険度も増す、そういう状況にあるのでこの辺の注意喚起というものも町としてもしっかり取り組まなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今回の規制解除を目指す交差点改良に伴いまして、ご質問言われるとおり車輛交通の流れが確かに変更となります。

それで、交通事故防止のための取組を厚岸町においてもしていかなければならないということで、現在、厚岸警察署、それから釧路建設管理部とも打ち合わせをしております。厚岸町においては広報、それから防災無線、IP告知端末によりまして交差点改良及びその規制解除にかかる時期が決定して、周知をしていきたいと考えております。

また、関係機関となります厚岸警察署とも協力して交通事故防止に努めてまいりたい

と考えております。

それから左折の要望であったわけなのですが、通常の北海道警察釧路方面本部交通課の交通規制の担当によりますと、三つが交わる道路ではなくなったという構造から、道道本線からの上り下り、両車線からちょうど港町西4の通りの侵入が可能となるということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります、3点目でございます。

全国学力学習状況調査についてお伺いをさせていただきます。

この調査の結果でございますが、町報あつけしに記載され、町民も児童生徒のことに大いに関心を持っていただいていると思いますし、大変、私は有意義なことだと思っております。

町として、調査は有意義に活用され、今後も継続されると理解をしてよろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 教育委員会指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 本調査につきましては、今後も継続的に活用していきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 しっかりとこれからも調査、大変な苦労もあると思うのですがけれども継続をして、子どもたちの学力の指導の指針にさせていただければと思います。その上でお尋ねさせていただくのですが、先生方の負担と研修についてお伺いをさせていただきます。

先生方の負担、業者委託なんかもするので採点なんかはということで伺ったのですがけれども、余り負担にはならないのかという考えの方もおられるかもしれませんが、実施することによって私はやはり先生たちの負担増になっているというふうに理解をしております。

そういう意味では、そのことを負担になっているということをしっかりと教育委員会としても踏まえて、負担を軽減するような措置というものを十分講じていかなければならないのではないのかなと思いますし、そういう配慮も教育委員会の指導の中で徹底をしていただきたいなと思います。

さらには、調査にかかる研修でございます。先ほどの答弁をいただきました。学校内、学校外でのさまざまな研修をしているのだらうと思うのですがけれども、先ほどの答弁ではもう少し具体的にこの研修の内容、それから実際にこの研修を受けることによるどのよう反映をされているのか、もう少し具体的な説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

- 教委指導室長（滝川室長） まず先生方の負担についてでありますけれども、まずこの調査をまずしっかり、有効に活用するという事です。

それから、それら伴う事務的な負担というのは質問者がお話されたように間違いなくあります。これについて、特に大きいのは分析の部分が大いなので、先ほど教育長が申しましたように分析やそれから事務的な部分については極力、負担を軽減できるように、これからも配慮をしていきたいというふうに思いますので、ご理解ください。

続きまして、先生方の研修についてですけれども、学力調査の結果の分析については基礎学力等と応用力、それから表現力、思考力、判断力を高める授業づくりということで研修を進めています。

今、求められている学力というのをしっかり捉え、その結果を授業、よりよい授業をつくるというところに活かしていくということで今、改善を図っているところであります。そういう研修を行っているということでご理解ください。

また、学習状況とか、学習環境については学校、それから教育行政、そして家庭とも一緒に情報共有をしながら子どもたちの学びの環境、それから生活改善に向けた取組、こういうものを行っていきたいというふうに思っていますので、どうぞご理解ください。

- 議長（佐藤議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6番、室崎議員の一般質問を行います。

6番、室崎議員。

- 室崎議員 先にお示しいたしました、一般質問の通告書により一般質問を行います。

まず、1点目は個人番号制度についてであります。

1として、通知カードの配達が行われておりますが、受け取りがないなどによって1週間の期限を過ぎると返送されるというふうに聞いておりますが、その件数及び全体に対する割合。それから、もう一つは今回の配達の方法は国がもちろん指示出しているわけですが、これは家族単位の簡易書留であります。いろいろな事情によって家族の中でトラブルが発生するのではないかとということが予想されておまして、その場合にはまた別の取り扱いをするから申し出てくれというようなことがあるようですが、この配達に伴うトラブル、そういうものは厚岸町では起きているでしょうか。

次に、2として通知カードについてお聞きします。

通知カードは受け取る義務及び住所に現在いないというような特別の事情のときの居所情報登録をせよという話がありますが、その義務はありますか。

次に、受け取りによって、受け取ったことによって発生する義務はどんなものでしょうか。それは罰則を伴いますか。

ウとして受け取らなかったことにより、あるいは受け取りを拒絶したことにより何か不利益を生じることがありますか。

3番としては、個人番号カードであります。

アとして、個人番号カードは今回、通知カードと一緒に封筒の中に入れて本人の手元、あるいは家族の手元に来ております。いろいろな解説等も配っておりますし、またいろ

いろなところで配っておりますし、また、いろいろな新聞やテレビなどで言っていると、何かその申請をしなければならないかのように思わせるような解説が随分出ておりますが、申請義務はあるのでしょうか。

それから、この個人番号カードをつくった場合、その作成に伴って発生する義務というのは何なのでしょう。

4番目として、個人番号の記載義務です。広報あつけしにもこういうものに使われませうという説明がありましたが、社会保障、税、災害対策などの各種行政手続きにこれは利用されるのですという説明がありますが、そういう場合の申請書や届出書に個人番号を記載する欄があります。個人番号を記載する義務はあるのでしょうか、記載しなくても受理されるのでしょうか。

こういう疑問について、町民へのきちんとした周知方法が必要だと思います、周知が必要だと思います。どのような方法で行っていますか。

2番目として、T P Pについてであります。

T P Pの大筋合意というものが発表されました。そこでお聞きいたしますが、T P P発効に伴い厚岸町の産業及び厚岸町の町民の生活に及ぼす影響、それを町はどう見ているか。まず、差し当たっての影響についてはどうでしょうか。

次に、長期的支援に立っての影響というものをどう見ておられますか。

そして、3番目として、それに対する町としての対策をお聞きいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の個人番号制度、マイナンバーについてのうち、初めに通知カードの配達における受け取りがない等による返送件数及び割合についてであります。郵便局が配達を開始した日の翌日、10月30日から配達完了の7日の保管期間が満了した日の翌日、11月26日までの間に厚岸町へ返戻された封数は宛処なしの85通、保管期間経過の373通、受け取り拒否の12通を合わせた470通であります。

返戻の割合は、全送付通数4,488通のうち、470通の返戻がありましたので、10.5%であります。

次に、通知カードの配達に伴うトラブルは出ているかについてであります。配達開始日の10月29日から配達完了後、7日の保管期間満了日翌日の11月26日までの間、郵便局または住民の方からの誤配などに関する報告や通報を受けていないことから、厚岸町においては通知カード配達に伴う事故、トラブルはなかったものと認識しております。

次に、通知カードを受け取る義務及び居所情報登録義務の有無についてであります。番号法では通知カードの受け取り及びやむを得ない理由により居所において通知カードの送付を受ける人にかかわる居所情報の登録を義務づける規定はありません。

次に、通知のカードの受け取りにより発生する義務は何かと、それは罰則を伴うかについてであります。番号法第7条第4項の転入の届け出をする場合には、当該届け出と同時に通知カードを市町村長に提出しなければならないこと、同条第5項の通知カードの記載事項

に変更があったときは、その変更のあった日から14日以内にその旨を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならないこと、同条第6項の通知カードを紛失したときは直ちにその旨を住所地市町村長に届け出なければならないこと、同条第7項の個人番号カードの交付を受けようとする場合並びに政令で定めるところによる請求により従前の個人番号にかえて個人番号を指定しようとする場合及び通知カードの交付が錯誤、過失によってされた場合には、通知カードを住所地市町村長に返納しなければならないことが、通知カードの交付を受けている人に対する義務づけになると考えます。

また、アのほうでは、これらの義務に違反した場合の罰則規定は設けられておりません。

次に、通知カードを受け取らないことにより、何か不利益が生じるかについてであります。例えば通知カードを受け取らないという選択をされた方が、いずれ何らかの事情によりどうしても個人番号が必要になった場合においても、個人番号が記載された住民票の交付を受けることで確認することができるため、受け取らないことにより生じる不利益はないものと言わざるを得ません。

次に、個人番号カードの申請義務の有無についてであります。番号法には個人番号カードの申請を義務づける規定はありません。

次に、個人番号カードの作成に伴い発生する義務は何かについてであります。番号法第17条第2項の最初の転入届けをする場合には、当該、最初の転入届けと同時に個人番号カードを市町村長に提出しなければならないこと。同条第4項のカード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内にその旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出をしなければならないこと。

同条第5項の個人番号カードを紛失したときに、ただちにその旨を住所地、市町村長に届け出なければならないこと、同条第7項の個人番号カードの有効期間が満了した場合並びに政令で定めるところによる転出届けをした場合において、最初の転入届けを行うことなく、転出予定年月日から30日、または転入日から14日を経過した場合、請求により従前の個人番号にかえて個人番号を指定しようとする場合及び個人番号カードの返還が錯誤に基づき、または過失によってされた場合には、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならないことが個人番号カードの交付を受けている人に対する義務づけになると考えます。

次に、社会保障、税、災害対策など各種行政手続きの申請書や届出書に個人番号を記載する義務はあるかについてであります。国においては番号法に基づき関係する法律、政令及び省令を改正し、主に社会保障、税分野の各種行政手続きにおける申請書や届書の記載事項として個人番号を追加するとともに、既に関係省庁からも当該改正に伴い申請書等に個人番号を記載することが法的な義務である旨の通知がされていることから、個人番号についての住所や氏名と同時に義務的記載事項であると考えます。

また、町において、本定例会に提出している厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の附則において、国民健康保険税の減免を受けようとする場合、町長に提出する申請書並びに介護保険料の徴収猶予等及び減免を受けようとする場合に町長に提出する申請書の記載事項として、個人番号を追加するための条例改正を行うこととしておりますが、これも同じく国が言うところの義務的記載事項になると考えております。

次に、記載しなければ受理されないかについてであります。国からは申請書等に個人番

号の記載がない場合や記載を拒否された場合においてもこれを受理するよう通知されているところであります。

次に、上記の疑問についての町民への周知方法についてであります。厚岸町では広報あつけし5月号から12月号までの毎号において、マイナンバー制度に関する記事を掲載し、町民の皆様には本制度の理解を深めていただくための周知を行ってきたところであり、1月号以降も引き続き掲載することとし、必要な事項について周知してまいりたいと考えております。

続いて、2点目のT P P発効に伴う厚岸町の産業及び町民の生活に及ぼす影響をどう見ているかについてであります。酪農畜産物においては段階的な関税削減やセーフガードの設定、為替の影響などから、影響額の算出は困難な現状であります。長期にわたるさまざまな影響が懸念されるため、農業者の経営意欲の減退や離農者の増大、新規就農の取り止めなどを招く恐れがあります。

本町においての差し当たっての考えられる影響としては、乳製品に関しては脱脂粉乳、バターにおいて関税削減撤廃は行われなかったものの、新たにT P P枠が設定されましたが、最近の追加輸入量の範囲内であること、ホエイにおいては長期の関税撤廃期間とセーフガード措置されたこと、チーズにおいては熟成チーズやクリームチーズなどは長期の関税撤廃期間が確保されたため、当面、輸入の急増は見込まれないものと思われま。

牛肉に関しては、関税撤廃が回避され、長期の関税削減期間とセーフガードが措置されたこと、国産牛肉のうち和牛、交雑種牛肉は輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さく、当面、輸入の急増は見込まれないと思われま。

しかし、長期視野に立つての影響となると、乳製品では脱脂粉乳、バターがT P P枠の設定により輸入数量に上限はあるものの、安価な脱脂粉乳、バターの輸入が増加することにより、国産品価格の下落を引き起こし、加工原料乳の乳価の下落が懸念されます。

また、脱脂粉乳と競合する可能性が高いホエイが段階的に関税撤廃され、数量制限もなくなると国産脱脂粉乳の需用が浸食される恐れがあります。チーズではチェダーやゴダ等の関税が段階的に撤廃され、数量制限もなくなると国産チーズ向けの生乳の需用が大きく失われることが懸念されます。

牛肉に関しては、関税が大きく削減されセーフガードもなくなる可能性があることから、輸入牛肉と肉質面で競合する乳用種牛肉の価格低下が懸念され、肉牛農家に限らず搾乳農家の副産物収入が減少し、酪農経営にも大きな影響が懸念されます。

町としては、近年の国際的な農業交渉の進展や生産費用の増加、規模拡大に伴う過重労働、高齢化や後継者不足等で離農が進むことなど、厳しさをます中、釧路根室間の首長と農業協同組合長で本年2月に策定した根釧酪農ビジョンによる草地型酪農の推進、担い手の育成確保、高付加価値化の推進の三つの視点から具体的な展開策の推進を関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

また、政府が先月25日に決めた総合的なT P P関連政策大綱を確実に実行していただくよう、強く求めていきたいと考えております。

次に、水産物については、本町において影響の恐れがあると考えられるのは主に昆布やスルメイカ、ホタテ、サケ、マス、マダラ、スケトウダラが上げられます。太宗漁業である昆布は、発効後、即時に現行の関税から15%削減となります。また、スルメイカ、ホタテ、サケ、マス、マダラ、スケトウダラ等の魚介類は関税の即時撤廃、または翌年から最大16年間

の期間で段階的に撤廃されることとなっております。

本町における差し当たって考えられる影響として、昆布に対してはT P P参加国からの輸入はほとんどなく、特段の影響はないものと考えておりますが、輸入水産物が増加した場合の魚価の下落も農畜産物の関税引き下げによる魚介類から肉類等への消費の移行が懸念されます。また、長期的視野に立っての影響についても、段階的に関税率が引き下げられる品目があることから、影響が拡大する恐れがあります。

T P Pが発効し、これらの影響が現実のものとなれば、安定した漁業経営基盤の構築が危ぶまれ、将来の担い手確保への影響も懸念されます。

町としては、影響は限定的と考えておりますが、長期的には国産価格の下落の恐れがあることから、漁業経営体の体質強化や水産資源の維持増大、ブランド化等による競争力強化等に取り組む必要があると考えております。

引き続き、国や北海道、関係団体の動きも注視しながら、将来の担い手の確保、さらには水産業全体の経営安定に向けた取組について、厚岸漁業協同組合などの関係機関と検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、林産物について、合板と製材の2品目があり、北海道の試算では北海道全体で集成材を含む合板の生産額が減少するとされておりますが、厚岸町への直接的な影響はないものと考えております。

しかし、ツーバイフォー工法による住宅建設の割合が増加することが想定され、道産材を使う在来工法の視野の低下が懸念されます。このことから長期的には道産材の需用への影響や価格の下落などが懸念され、さらに山林の荒廃につながるものが危惧されるため、町としては国や北海道と連携を図りながら民有林の生産性向上などの体質強化策の検討を行う必要があると考えております。

商工業における影響については、水産加工行などの製造業で取り扱う原材料においても輸入品の仕入れ価格が下がることや、製造品の輸出に当たっては相手国の関税撤廃によって海外販路各博大の経費となることが授業活動の活発化が期待される好影響とさらえることもできます。

一方、町民の生活に及ぼす影響については、T P Pが物の関税に関する取り決めのみならず、サービスや投資の自由化、知的財産や労働、環境などの新たなルールを構築するものであり、その範囲はあらゆる分野に及ぶことから、その全ての影響を推察することは極めて困難であります。

しかし、消費者の立場からすると、関税の撤廃により安価な輸入品が手に入るといった好影響も考えられますが、差し当たっては輸入量がふえることで残留農薬や遺伝子組み換え食品といった食の安全を脅かす食品の流通が懸念されることです。これに対して、国が示した総合的なT P P関連政策大綱では、輸入食品の適正な監視指導を徹底するための体制強化に努め、残留農薬、食品添加物等の企画基準の策定を推進するとしております、

T P P協定のもとで、基準の策定などどれだけ実効性のある対策が講じられるか懸念されるのですが、この大綱で示した施策について具体的かつ確実に実行していただくよう強く求めていくとともに、町民の皆様に適宜適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 大変丁寧な答弁をいただきました。特にT P Pの産業への影響に関しては、ほとんどその問題点を理解して網羅しているのではないかと評価いたします。その上でお聞きいたします。

まず、通知カード、国民番号制のほうからお聞きしますが、1にちょっと補足的にお聞きいたしますが、まず町長の答弁の中で通知カードを受け取る義務及び居所情報、登録義務の有無ということをお聞きしましたが、そこでは居所情報の登録を義務づける規定はありませんという言い方をしているのですが、受け取り義務については今の答弁の中では明言されていないのです、恐らくないから触れなかったのだろうと思うのですが、この点をちょっと確認しておきます。

それから、番号法では転入、転出について番号を記載せよという規定が番号法7条4項にあるという話なのですが、これについての罰則規定の有無にも触れてなかったのですけれども、これも私が7条4項あたり読んだときにはこの罰則規定の話が出てこなかったのですけれども、確認しておきます。

それから、個人番号カードを作成すると、これは通知カードを受け取った日と同じような義務ですが、転入、転出のときの提出、変更があったときの届け入れ、紛失したときの届け入れなどがございしますが、これの義務の場合、これも罰則規定はあるのでしょうか。

この3点、まず確認のためにお聞きします。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まず、通知カードの受け取り義務ではありますが、町長の答弁の中であわせた形で番号法では通知カードの受け取り及びやむを得ない理由により居所においてということで、受け取りの義務もないということでお答えをさせていただいております。

また、これらの通知カードを受け取った方々の罰則、これもまた番号法ではこれらの義務に違反した場合の罰則規定は設けられておりませんということでお答えをさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、申請個人番号カード、これも受け取ったことよっての発生する義務に対する違反、義務の違反には罰則規定は番号法の中では設けられておりません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで本論に入ります。

今、これで大体分かってきました。このあたりが町民の皆さんが非常に不安に感じるところなのです。お上のやることで協力しなかったら罰則まであるのではないかとというふうに思わせるような説明が随所でなされるわけです。どんどんやりましょうというふうに。それで、よく見るとそんなことは書いていないのですけれども。

それで、実は全国中小企業連絡会という団体がありまして、これが各省庁に対して要望書を持って行って折衝したのです。その結果、回答を得ています。内閣府では、扶養控除等の申告書、源泉徴収票などの法定資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの書類に番号不記載の書類であっても受理いたします。不記載により、従業員事業者に不利益はありません。従業員から拒否をされたという場合には、その経過を記録すればそれでよろしい、また記載しなくても罰則はありません、このように明言した明確な回答をしております。

国税庁は、確定申告等未記載でも受理いたします。罰則等不利益はございません。事業者の従業員の番号は使わない、この場合でも国税上の罰則不利益はありません。窓口で番号の通知、本人確認ができなくても申告書は法人、個人ともに受理いたしますと明言しています。厚労省は、労働保険に関し番号の拒否、提示が拒否された場合、雇用保険の取得の届け入れで番号の記載がない場合、ハローワークは従来どおり届け入れを受理しますと、罰則不利益はありません、労働保険事務組合が番号を取り扱わないときに、その旨の罰則不利益もありません、こういうふうに言っています。

それからこれは全国中小企業連絡会と別の機会なのですが、日本年金機構は、年金請求の際、住民票を提出するときは番号を記載しないようにと呼びかけております。これは125万件の個人情報流出事件がまだ解決していない日本年金機構としては、個人番号制度に触るといえることは、制度全体を崩す恐れがあるからだなどというような評価をする人もいますが、とにかく個人番号を記載しないでくれというふうに言っています。

金融機関では、今いろいろと言われているのは銀行口座開設の場合には2010年から任意のひもつけを行う、要するに口座になると。2021年からそれは義務化すると、こういうような話があるのですが、これは話であって、現在のところ具体化しているものではないと言われております。

また、株や保険金に関しては配当受理の際、証券会社から番号提出請求をされる場合がありますが、これは拒絶しても何ら問題ない、証券会社が番号受け取れなかった旨、記載すれば税務署はそれで受理すると、こういう話になっております。

こういうこと、これだけ明確に書かなくもいいのだよということが出ているということとはやはり町民にはきちんと教えておく必要があるのではないかと、そのように思います。

それから、今、言われているのは、税務署への申告等がありまして、あるいは保険です、そういうことがあるものですから、企業、この場合には従業員3人とかというような雇用主も全部入りますが、従業員や扶養家族の番号を集めて、それでその雇用主が管理しなさいというふうに言われています。これをやらなければならない、これうっかりやりますと、この場合には個人番号関係事務実施者になってしまうのです。そうするとどうということが起きるかということ、番号が漏れないための厳格な管理体制を要求されます。事務所内での書類管理の厳格化、コンピューター、サーバーのウイルス感染、不正侵入対策、アクセス記録の保存、セキュリティ対策、個人番号制度に対応したソフトを導入しなければなりません。これが20人未満の事業所で大体40万円ぐらいかかりそうです。50人未満だと66万円、100人未満で99万円というような試算が出ています。これだけ金もかかる。

この個人番号関係事務実施者になりますと、遺漏した場合には4年以下の懲役になります。管理体制不十分の場合には、立ち入り質問検査というものの処分を受けることになります。これを拒否しますと1年以下の懲役、50万円以下の罰金になります。管理体制が不十分だという場合には是正命令が出まして、それに違反しますと2年以下の懲役になります。

こういう重大な義務が発生するわけです。では、それをしなかったらどうなるか、先ほど言ったように何ら法的義務は一応ありますが、罰即はありません。

こういうことはやはり道としてきちんと住民に理解、知らしめる必要があるのではないかと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） これまで町としてはマイナンバー制度について、先ほど町長の答弁で申し上げたとおり、5月ごろから12月ごろまで必要と思われる事項について周知をしてまいりました。

その中では、今回、ご質問にあるような義務づけのものについては周知はしていません。広報の内容を見ていただければお分かりかと思えますけれども、呼びかけという形での周知を行ってきたつもりでございます。

ただ、町としてもこのマイナンバー制度自体が法廷受託事務で行われているということもご理解をいただければというふうに思います。これを積極的にその義務はありませんよとか、受け取る義務はないのですよというのを積極的になかなか町として町民の皆様に周知をするというのが非常に難しいということもご理解をいただければと思えますが、どういった形で皆さんに周知をできるか分かりませんが、もう少し工夫をさせていただいた中で、今後もマイナンバー制度について町民の皆さんに理解を深めていただくための周知を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 大変、私以上にそういうことはよく分かっているのだけれども、なかなか立场上、明確な話はできないで困っているということだろうと思えます。そういうことがあって私のほうから直接にお聞きしたわけでございますけれども、実はこれは大きな問題だと思うのです。

といいますのは、これ、やらなきゃならない義務があって、どうしてもそういうことはしなければならぬのだと思っている方が結構いるのです。けれども、何だか難しく、広報あつげしのこの文書を読んでもよく分からないと、それから来た通知のはがきですか、何か封筒の中に入っている印刷物を見ても、第一、字は小さいし、読んでもよく分からない、そういう方は随分いると思えます。少なくとも優秀な役場の方がこれ以上、砕いて説明できないだろうというぐらい優しく書いていると思うのだけれども、それでもやはり分からない人は分からないです。

ただ、テレビでも、NHKなどはよくやっているようですが、それから新聞の広告で

も早く個人カードをつくりなさいと言わんばかりの宣伝が出ています、国が大きな金掛けてやっているわけですから。だけど、うまくできない。

そこに待ってましたと入る人たちがいるのです、いわゆる特殊詐欺です。全国で起きています、おばあちゃん、おばあちゃん、この個人カードつくったかい、いやまだつくっていない。では、私のほうで代行してあげるから、ちょっとその用紙とあれと全部貸してちょうだい、これは持ってこいですよ。

そうすると、今、私が言ったような、いわばいいですよ、いいですよでない部分を含めて正確な知識を持って判断してもらうための情報を提供することは、実は特殊詐欺への大きな防御になるのではないかと。何かこのよく分からない、曖昧な常態でムードだけをつくっていくということは、そういう人たちのお仕事をお手伝いすることになるのではないかと、そういうように思いますがいかがですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今回のこのマイナンバー制度に関しては、個人番号カード交付申請に当たっても厳格な実施者としての交付するに当たって、申請をされるに当たっての義務、要はその人であることを確実に確認できるための措置をとらなければならないということが番号法等でも定められております。

それに基づいて行うこととしなければならないのですけれども、今、議員おっしゃられたとおり、まだまだこの番号制度自体は浸透がされていないというふうに私どもも認識をしております。

要請に基づいて我々も担当者が出向いて出前講座というものも行ってきております。先日も自治会からの要望があって、高齢者の方々を中心にこの番号制度の説明をさせていただきましたけれども、少なくともそういった特殊詐欺というものは厚岸町において起きないよう、さらに住民の皆さんに周知をしていかなければならないと。

まずは、そういった危険に遭わないような、分からない人たちによく理解をしてもらうというのはなかなか難しいとは思いますが、厚岸町のできる限りの中でそういった今、議員言われたような、詐欺が起きないような周知をしてみたいと。どういった形で行えるかと今、ここではっきりと申し上げることはできませんけれども疑問、それぞれ住民の方々持っておられていると思いますので、それらを解決していければというふうに思います。

答弁になっているかどうか分かりませんが、いずれにしてもご心配されるようなことが起きないよう、厚岸町としても最善の努力をしてみたいというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 時間も余りないから同じことを繰り返しません、簡単なですよ。放っておいてもあなたには不利益はありませんよということをきちんと理解してもらえばいいです。そうすると妙な話乗っかることはなくなります、やらなければならない義務があつて、やらない私が罰則でもあるのではないかと思っているから乗せられるのです、

簡単なことです。あとはいいのです。そういうことをきちんと進めていただきたい。

この事業は約4兆円と言われていて、総事業費が。それで、これに関連する業者には宝の山だと言われていて、今、安倍内閣はGDPの数字を上げるということに躍起ですので、その一環だとまで言う学者もいます。こういう話は国会論議になるから余り言いませんが、それと、もう一つはいわゆる贈収賄の温床になるということも言われておりまして、警察庁は贈収賄というのは非常に捜査の難しい犯罪だとそうですが、この件に関しては相当な力を入れて今、目を光らせているというようなニュースも出ておりました。

そういうようなものが背景にあって、だから早く個人カードをつくりなさい、つくりなさいというのかなというように斜に構えた見方をする方もいるようです。

それで次に入ります。TPPであります。

非常に産業に関する部分というものがよく説明を受けまして、結局、ここで厚岸町がこの対策とって、幾つか出されておりましたが、これらはTPPがあろうとなかろうと町としてはやらなければならない基礎的な対策ですよ。そうすると、このTPP発効によっていろいろな影響が短期的、長期的に出てくるわけですが、それに対しての特別の対応策、このような小さな一つのまちだけでやれるような問題でもないのかなというようにことをほの見えるわけでございます。

それで、やはり一番大きなこれからの厚岸町にとっての問題は、一つ一つの品目の価格が下がると、いろいろな問題がありますけれども、厚岸町全体の問題としては、その存立にかかわるということではないかと思うのです。

すなわち、そうでなくても今、漁業者を見ていますとあと10年たったときに何件残るのという話がよく聞かれます。後継者がいないのですよね。この前も、私の友達が自分の自治会では今、65歳の私が一番若手の昆布取りだと苦笑いしておりました。そういう状況なのです。

これは、なぜかといいますと漁業そのものに魅力がないということでは全くないのです。結局、それぞれの漁家、これは農家についても大同小異だと思いますが、この先10年、20年後に対する明るい見通しが立てられないということなのです。そうすると、自分の子どもが学校出たときに、後を継げと親は言えないのです。

これが昆布でもカキでも何でもいいのですが、そういう厚岸の1次産業を担っている人たちが、今は実収入1,000万だと、10年後になったら2,000万円は軽くいくだろうというような見通しがあったら、後継ぐなど言っても子どもたち後継ぎますよ。それがいいのです。

そこに、このまたTPPが来るわけです。マイナスになってもプラスになる要素、ないですよ。そうすると、またこの後、農家で言うとおりの、それから漁家でいうと自分の代で終わり、こういう状況が加速されるのではないかと、これが一番の問題だと思っています。

これに対してどのような考えをお持ちなのか、そして、この後、どのような手を打っていかなければならないというふうに考えているのか。今、ここでもって解決するようなものがポンと出るぐらいならとうにやっているということだと思いますが、ここが一番の問題だというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えをいたします。

まず、農業に関して言いますと、町長の1件目の答弁にもありましたとおり、先行きに対する不安ということで、後継者の問題も引き続き重要視されてくるだろうし、今、厚岸町が取り組んでいるような新規就農の部分、こちらのほうに問題、懸念もされると、強いては経営努力によってこれから規模拡大すればいいという話ではないですけれども、意欲を持って企業を拡大しようという人も、その投資に向かっていけるかという先行き不安で、そちらのほうもおぼつかない。

水産についても、今年のように厚岸町はサンマで水産の大部分は水揚げして大きな主力の魚種でございますけれども、これが資源が水揚げが少なかったということ、それと一方ではイワシやサバが、ここ何年か採れ始めたということで、どうもやはり尾っぽの付いた魚というのはこの先を考えると、大変不安定であるという状況もあります。

そういった中で、後継者、あるいは新たな投資というものに結びつけていけない実態がございます。農業サイドでいきますと、やはり経営の安定化というものをより一層進めなければならない。その中では、先ほども町長の答弁にもありましたけれども酪農ビジョンの中で草地型酪農を推進するであるとか、あるいは高付加価値化というものもお示しをさせていただいております。

また、厚岸町のほうの農協できますと釧路、太田農協につきましてもいろいろなやはり産地を、ブランド力を高めるという取組もやはり進めていかなければならぬだろうという問題意識を持ってございます。ちなみに、今年は中山間の事業の中で、厚岸の牛乳を生かした商品を、来年度からなると思いますが、その製造に取り組むという事業も掲げております。

こういったことも、そういう状況を踏まえながらいろいろ農家の方も苦勞しながら進めているということでございますし、水産の部分ではやはりサケマスの問題もしかりでございますけれども、これからは沿岸漁業に力を入れていかなければならない、養殖漁業に力を入れていかなければならない、こういう考えが出てきてございます。

そういった中では、ホタテ盤の種苗のほうにも転換をしたいと、あるいは先般の新聞にありましたけれども、厚岸のブランドとしてカキ、アサリ等々ありますけれども、そういったものも海外進出ということだと、いろいろ検討しております。質問者も分かって特効薬というか、こういったものがというのは示されたということもご理解いただいていると思っておりますけれども、そういった各々農協漁協等々と相談しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 時間がないので、余り同じことについてはお話をしませんが、それと答弁の中で、最後の段階で食の安全ということに触れています、町長の答弁は。よく、問題点を捕まえているなど、そのように思いました食の安全に関しては、ちょっと私のほうで

食の安全に関してははずらずと読み上げますので、違っていたら訂正してください。

食の安全に関してはいろいろな問題が今、懸念といいますか言われておりまして、国のほうはどうやって問題を小さく見せるかというのに苦心しているようにも思われ、大丈夫だ、大丈夫だ、何ともない、何ともないという話ばかりが聞こえてきます。

しかし、例えば2011年には食料の輸入量は3,340万7,000トンだったのですが、これがTPPが発効すると、大体4,968万トン、5,000万トンぐらいになるだろうと言われていきます。食品検査員というのは現在339人しかいないのです。

行政検査というのは、モニタリング検査ですから、この検査でもって何かが分かったときには、もう食卓に届いているのですね、検疫検査ではないのです。

それで、検査率が、行政検査が今2.8%ですよ、輸入食料のうちの。これが1.9%、2%を切るぐらいになってしまいうだろうと言われていきます。民間の登録検査期間の検査を入れても1割ぐらいなのです、現在。これが7%ぐらいまで落ちるだろうと言われていきます。

これでは国民の食の安全を守る、食料、食品検査だなんて言えないです。きちんとした検査を行うには399人を3,000人ぐらいにまで検査員をふやさなければならないということは前から専門家が言っているのですが、今回も国はふやすというような気配は全くない。それからポストハーベストというのが非常に問題になっています。これは何かというと、例えば食品が、農産物ができ上がってからそれに農薬をかけるのです、こういうやり方です。だから残留農薬が非常に多くなるのです、日本ではこれは防カビ剤として規制しています。ところが、アメリカ自分のところはこれでやっていますから、この基準で行けということをして日本に対して強く今、要求しています。

ただし、TPPの中には入れていない。日米交換文書でやっている。それで、政府は日米交換文書というのは紳士協定であるというようなことを言っているのだけれども、アメリカはこれを根拠にしてぐいぐいと押してくるのは目に見えてきている。

なぜかということ、アメリカでTPA大統領貿易促進権限法というのができました。ここで議会は事細かに、アメリカ議会ですよ、こういうことをやれ、こういうことをやれ、こういう利益を取れということをして細かに決めている。その中にこのポストハーベストも入っているわけです。

すなわち、アメリカが必ずグローバルスタンダードということをやりますが、それはアメリカの利益という意味ですね、意識すると。そういうような状況があります。食品添加物についても同じです。アメリカは3,000品目の使用許可を今、出しています。日本は832しか認めていません、これをアメリカ流にせよと、それで既に11品目については緩和の閣議決定を日本でやっています。

だから、TPPはTPPでやりながら片方でもってどんどん言うことを聞いているわけです。遺伝子組み換え食品に関しても同じような問題があります。それと48時間以内通関というのが今回、TPPに書かれました。そうすると、どういうことが起きるかということ、事実上、書類審査だけでもって通してしまうという緩和が行えなければ、これは守れないのです。これをやってしまうということ、テロ対策上、大変な問題が出てくる。アメリカは、そういうことをしないでコンテナに関しては100%調査自分のところでやっています対テロ対策だと言って。日本だけが対テロ対策してはいけないということには

ならない。

それから I S D S 条項というのがありまして、貿易障害をその国がつくるといって、企業がその国を訴えて損害賠償請求ができる、これが非常にこれから大きな問題になってくるだろうと、このように思われます。そういうことがあります。

それで、そういう食の安全ということに関して厚岸町は明確な態度を打ち出したほうがいいのではないかと。それは、これは私の提言なのですが、そのことによって全国を股に掛けている消費者団体と提携することができる。厚岸町としてはこういうことを考えているのだが、町として今、有効な手だてを打つとしたらどんなことがあるだろうと、こういう団体ですね。例えば、全国消費者連絡会だとか、日本消費者連盟だとかに飛び込んでみてはどうですか、必ず向こうからはいろいろな情報が入ると思います。いわゆる政府方の情報ではない、いろいろな情報が入ってくると同時に、そういうところと道をつけるということは、向こうが勝手に、勝手にという言い方はおかしいのだが、何で厚岸町というところは食の安全を一生懸命やっているまちだろうと評価してくれるのではないかと、そこからまた新しい販売ルートやいろいろな道を開くことも可能ではないのかと、そうするとピンチをチャンスにかえるということも可能ではないのかと、そういうことも思われますが、検討してみてもいいでしょうか。

安倍内閣は世界のマーケットに挑戦する強い農業を応援すると言っていますが、それはそれで言葉としては悪いことではないのだけれども、競争に参加できなくても、勝ち抜けなくても、強くなれなくても社会から排除される能力を生かして生活できる場を国民に提供するというのが政治ではないかと、こういう反論もあるわけです。

そういう中で、厚岸町のできることは何なのかということをしていろいろな人の意見を聞きながらつくっていく、そういうことが非常に大事ではないかと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 国民、今、厚岸においては町民ということになりますが、その安全な生活を脅かす状況は、この T P P によってもたらされる懸念があるということは、1 回目の町長の答弁で申し上げたとおりでございますが、政府においても、その件については十分に問題視されておりまして、先に示した対応する大綱の中でも、この部分についてはしっかりと対応していきたいということにはなっております。

ただし、その内容についてはまだ個々具体的できないということで、具体化はこれから進めるということでございます。

こういった政府の取組、今後どうなっていくかということは、これから注視していかなければなりませんし、ご質問者がおっしゃられたように、そういう消費者目線でそういったものを捉えて注意喚起するようなどころも存在するというところでございますから、そういったところの情報もいただきながら、この問題については対応する必要があるのだらなというふうに思います。

いずれにしても、まだ詳細にいろいろなものが出てきていない状況でありますので、もう少しこれについては勉強が必要かなというふうに思っております。いろいろなチャ

ンネルを通じて情報収集して、町民の食の安全には対応してまいりたいというふうに考えているところでございます、

●議長（佐藤議員） 時間ですので、以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、12番、佐々木亮子議員の一般質問を捉えます。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 通告に従いまして、3件の質問をさせていただきます。

1件目はピロリ菌検査と除菌の推進についてです。

1番目に、当町でのピロリ菌検査と除菌を受けた方はどのくらいいらっしゃるのかお伺いをいたします。

2点目に、ピロリ菌の除菌は胃がんのリスク低下対策として有効だということも言われていますが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

3点目として、ピロリ菌検査と除菌の周知、これはどのようにされているのでしょうか。

4点目は、町の検査項目としてピロリ菌検査を検査項目の中に位置づけることができないかお伺いをいたします。

5点目に、胃がん対策として除菌への町の独自助成ができないか、これについてお伺いをいたします。

2件目は、インクルーシブ教育システムについてお伺いをいたします。

1点目は、特別な教育的ニーズをどのように捉えているか、またニーズの対象となる児童生徒の人数がどのくらいいらっしゃるのかお伺いをいたします。

2点目は、当町としてこの教育システムについてどのような取組をされているのかお伺いをいたします。

3点目は、校内の支援体制、あるいは保護者との連携がどのようにとられているのかをお伺いいたします。

4点目は、今後このシステムをどのように推進をしていくのかお伺いをいたします。

3件目として、矢白別演習場における米海兵隊の訓練についてお伺いをいたします。

1点目は、平成9年の受け入れ条項、これは現在まで守られているのかお伺いをいたします。

2点目は、自治体や住民に対して訓練に関する十分な説明がされていないと感じています。不安の解消にはつながっていないというふうに考えていますが、これについてどのように対応されているのかお伺いをし、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、佐々木亮子議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のピロリ菌検査と除菌の推進についてのうち、始めに当町でピロリ菌検査と除菌を受けた人数はについてであります。ピロリ菌の検査と除菌治療は胃炎や胃潰瘍などにより、個々に医療機関で受診しており、受診者の全体の人数を把握することはできません。

次に、ピロリ菌除菌は胃がんのリスク低下対策として有効とされていますが、どのように考えていますかについてであります。ピロリ菌の除菌治療は平成25年にピロリ菌感染胃炎に対する除菌治療が保険適用となっております。また、日本で発見される胃がんの約6割はピロリ菌感染が原因との研究もあり、ピロリ菌除菌治療は胃がん発生のリスクを低下させるものと言われておりますが、国のがん検診のあり方に関する検討会において、現在、検討中のことであり、現時点において、国の公式見解は示されていないものと認識しております。

次に、ピロリ菌検査と除菌の周知はどのようにされていますかについてであります。ピロリ菌の検査や除菌は疾患に対する治療として医療機関で行われており、この治療の方法を周知する機会は特になかったため、町ではこれまでピロリ菌検査や除菌治療についての周知を行ったことはありません。

次に、町の検診項目としてピロリ菌検査を検査項目に位置付けることはできませんかについてであります。現在、町では特定検診などの生活習慣病検診やがん検診を実施しております。がん検診は、国の実施基準であるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、胃がん検診では40歳以上の方を対象に問診と胃部X線検査を実施しており、現在はピロリ菌検査は含まれていないため検診項目に位置づけする予定はありません。

次に、胃がん対策として除菌への町の独自助成を考えられませんかについてであります。ピロリ菌の除菌は感染早期の若年者において胃がん予防の効果が大きいとして、稚内市や美幌町などでは北海道大学と連携し、中学生や高校生を対象に実施しております。

また、胃がんリスクの高い40代から50代を対象として実施している市町村もあり、現在、厚岸町ではピロリ菌検査や除菌の助成を行う予定はありませんが、今後、国において因果関係の検証がされれば、ピロリ菌検査をがん対策として早期に位置づけるよう要望していきたいと考えております。

続いて、3点目の矢臼別演習場における米海兵隊の訓練についてのうち、初めに平成9年の受け入れ条件は現在まで守られていますかについてであります。平成9年に受け入れを容認したときの条件要望事項は、大別すると規律維持と訓練規模と騒音対策、地域振興対策の4点でありました。矢臼別演習場における米海兵隊の実弾射撃訓練は、今年を入れて15回実施されておりますが、厚岸町として当初の受け入れ条件はほぼ守られているものと認識しております。

また、夜間の実弾射撃訓練については行わないこと、強いて実施する場合は短日数、短時間とし、午後9時半までに終わることを矢臼別演習場関係機関連絡会議として毎回、要請を行っているほか、実施された場合には北海道知事から改めて行わないことの要請を行っております。

私としても今後、矢臼別演習所関係機関連絡会議を通じ、当初の受け入れ条件が守られるよう引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、自治体や住民に対し訓練に関する十分な説明がされておらず不安の解消にはつながっていないと考えるが、どのように対応されていますかについてであります。厚岸町では訓練実施の都度、訓練の日程、射撃時間、規模等について矢臼別演習場近隣のプライベート、若松、糸魚沢、太田南片無去地区の皆さんには自治会を通じたチラシの配布により、その他の地区の皆さんには防災行政無線IP告知端末、町のホームページにより周知を図ってきているところでございます。

2点目のインクルーシブ教育システムについては、教育長からお答えがあります。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、インクルーシブ教育システムについて特別な教育的ニーズをどのように捉えていますか、また、対象となる児童生徒の人数はについてお答えいたします。

インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度から排除されないことや自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされております。

インクルーシブ教育システムで求められる特別な教育的ニーズとは、障害の有無にかかわらず通常の教育的配慮では子どもの発達を保障することとしないために、特別に求められる教育的指導や条件整備などのニーズであり、障害のある子どもという捉え方ではなく、特別な教育的ニーズのある子ども捉え、教育的手立てを改善していくものと考えております。

本町における特別な教育的ニーズを有する児童生徒数は、特別支援学級在籍の児童が23人、生徒が8名、また通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童数は36名であります。当町としてどのような取組をされていますかについてですが、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒については、通常学級での交流学习など、同じ場で共に学べる学習環境や特別支援学級での個別指導のほか、通級指導学級や少人数指導での強化指導など、多様な学びの場を提供しております。

また、障害が重いとされる児童生徒が在籍している学校に対しては、よりきめ細かな学校生活への支援が必要と判断し、通常の教員配置基準による教員数に加え、学校生活上の介助や学習活動を行うために、町独自で学級支援員を配置し、体制の充実を図っております。

さらに、釧路市の養護学校に通っている本町在籍の児童と校区の学校の児童とが交流する居住地校交流の実施や町内特別支援学級に在籍する児童生徒間の交流学习も実施しております。

また、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒を指導するためには、全教員がその専門性を高めなければならないことから、本町としては各校の特別支援担当教諭及び学級支援員を対象とした厚岸町特別支援教育コーディネーター研修会を実施しております。

北海道特別支援教育センターの職員を講師として今日的な特別支援教育の進め方から個別の支援の手だてまで指導や助言をいただいております。

校内支援体制や保護者との連携はどのようにとっていますかについてですが、全ての学校で校内支援委員会を設置しており、特別な支援が必要な児童生徒の実態把握や指導方針の共有化を図っております。

また、教員の中から校長が指名した特別支援教育コーディネーターが校内支援委員会の企画運営を行うとともに、関係機関との連携調整、また保護者との連携や相談窓口などの役割を担っております。

今後、どのように推進していきますかについては、今年度、厚岸町就学指導検査委員会から厚岸町教育支援委員会と名称を改めたことにより、就学に関する情報提供や相談のほか、個別の教育支援計画作成に当たっての助言など、その機能を拡充し、就学後も一貫した支援を行っていきます。

教育委員会といたしましては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、これまでも合理的配慮とともに、その基礎となる教育環境の整備を図っており、これからもインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援教育を着実に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 1件目ですけれども、国内的にはまだ検証されていないということで答弁がありましたけれども、WHO、ここの専門機関のところでは日本の胃がん患者の99%以上がこのピロリ菌の感染だというような結果も出ているということも踏まえて、国内ではなくて、世界のところではこういう見解も出されているということもあるということも指摘をしておきたいと思うのですが、人数は把握をできないということですが、非常にピロリ菌検査をこれまで受けたようだとか、ちょっとこれから受けてみたよだとかという人が町内でもすごく多いのです。そういった話をよく聞くのです。

それで、胃がん対策ということでもあるのですけれども、このピロリ菌除去が必要なのはやはり胃がんリスクの高い40代、50代、それから今、若年層、そのところでの除菌がすごく有効だというふうに言われているのです。

ここでも書いて、答弁にもありますけれども、学校健診そういったところでも補助金をする検査をするというところがふえているのです。今、道のほうでもそういった状況で国のほうに早期にこのピロリ菌検査、これをがん対策として位置づけるようにということで要望をしているということなのですけれども、要望をしていきたいというふうに考えているということなので、ぜひこれ実現できるようにということで強く町のほうからもまず要望していただきたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 要望ということで、国の現在の今、見解というのが私ども押さえておりますのは、今の段階で効果というか、そういうものが確かにあるということで、そのがん検診のあり方に関する検討会というところでその検討が進められていると、この中で今年度においても6回の検討会の中でこの内容も検討しているということです。

その段階ではまださらなる検証が必要だと、まだ知見の収集が必要だということもそういった正式なまだ見解が出されていないという状況だと認識しております。ですので、これらがもう少しきちとした形で検証がされれば、そういった要望については当然行っていきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それはぜひお願いをしたいと思います。

それで、町の検診項目としても位置づける予定はないということなのですが、町の今、特定検診などの受診率もそう高くはないというか、低いという状況にあると思うのです。それで、このピロリ菌検査をこういった項目の中にやはり独自で位置づけていただいて、今は胃がん検診のときには要望を聞いているということですが、その他の検診のところ、町の検診のところでも位置づけていただきたいというふうに思うのです。

その中で、今、呼気検査ですとか、血中検査ですとか、そういったものからもこのピロリ菌がいるかどうかというようなことが分かるというふうに言われているのですが、こういったものを活用して、胃カメラとか、そういうことではなくこういった方法を取り入れるということではできないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 町で行っている検診、がん検診につきましては胃がんですとか肺がんの検診ですとか、国が定める検診の方法に基づいて実施をさせていただいております。

そういった中で、先ほどお話をさせていただきましたけれども、その検診のあり方の検討がされている中で、まだ現在の段階ではそういった見解がきちっとした確立がされていないということで、その確立がされた段階でそういった対応をしていきたいというふうに考えているということでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それについては分かりました。

次、2点目に行きたいと思います。インクルーシブ教育システムなのですが、特別的ニーズ、これを有する児童生徒、人数が出されていますけれども、この人数というのはこれまでと比べてふえているのでしょうか、どうなのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） この特別の教育的ニーズの捉えというのが、その時代時代によって変わってきて、今、かなり広く捉えられるようになってきました。ですから、この人数は今までに比べてかなり多いですし、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童数というのはかなり多くなっていきます。

でも、これも先ほど言いましたように昔から比べてふえたかということではなくて、そのハードルが下がった、特別な支援が必要な子の捉え方が広がったということで人数

がふえたという形での数字になっております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 そうだと思うのです。それでちょっと具体的に特別な教育的ニーズを有する児童生徒というのは、障害だけではなくて、今、幅が広がっていますよね。それを具体的にどういうところまで幅が広がっているのか教えてください。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） 障害はそれぞれの障害種というのがあります。さらに、今のご質問者のお話でいくと、さらにそのほかにということでここで上げている通常学級に在籍する特別な支援、例えば知能的な部分ではなくて、ちょっと学び方が分からないだとか、特定の教科だけがなかなか理解しづらい子だとか、そういう子も含めて通常学級の中でなかなか学習しづらい、そういう子を対象にして通級学級というのを設置してたりします。

ですから、何かに障害があつてということだけではなくて、学び方、それから学習に対する支援が必要な子というぐらいにまで広げているので、ずっと特別支援にいるということではなくて、基本的に通常学級にいるという子たちも含めてこの人数に入れているということでもあります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それでこのシステムの中では、やはり全ての子どもを視野に入れなければいけないというところで、これまで認識をされていなかった、例えば不登校の子ですとか、貧困の子ですとか、あるいは虐待を受けている子、病気を持っている子、そういった子どもたちもこういったニーズが必要な子どもたちだというふうになっているのですけれども、そういった子どもたちについてはどのような今、形で受け入れているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） 今、ご質問者ありましたようにインクルーシブシステムという部分の特別支援教育だけではなくて、本当にニーズというと本当に幅広くなります。不登校の児童だったり、それから虐待の部分きつと出てくることなのです。

現在のところ、そういう具体的な部分というのはその時々によつて上がってきたり、なくなったりという、その状況によつて出てくるのですけれども、その部分については個別に特別支援コーディネーターであつたり、それからその学校にいる先生の中でその担当の先生だったりという方が特別に支援に当たっているという体制をとっていますので、無理に学級に入れたりということではなくて、個別に取り出して指導したり、また保護者

と対応したり、そういう対応が今、とれるようになってきている校内体制をつくっています。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 すごく難しい対応なのだというふうに思うのですけれども、この教育システムもできてそんなに日がたっていないということで、実質的にはこれからの取組だというふうに思うのですけれども、短期的、中長期的な取組目標というものも出されています。

それで今回、新しい概念というところで合理的配慮ということが取り入れられました。これに関しては2016年から、学校だけでなく、学校も含めて行政全体で障害者差別解消法、これが制定されるということもあるのですけれども、この合理的配慮ということに対しての環境整備というのでしょうか、それが今、必要になってくるというふうに思っているのですけれども、その環境整備に対してはどのように進められているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） インクルーシブ教育システムの中で新しい概念として合理的配慮、それから基礎的な環境整備、この二つがやはり大きなキーワードとして入っていました。

合理的配慮につきましては、障害者一人ひとりの必要性に応じて変更や調整などしてくださいということでした。ただ、ここで整理されたのは、お金や労力の負担がかかり過ぎない範囲でという、そういう部分を入ったことでかなり整理されたと思います。何が何でもやってくださいということではなくて、ある程度、良識の範囲の中でお金や労力のことも含めて配慮してくださいと、これについては、この理念にのっとってやっていくということになりますし、それに含めて基礎的な環境というのはいわゆる校内体制であったり、物理的な環境であったりとか、例えば今、子どもたち、例えば弱視の子については拡大教科書を使って、通常学級の中で大きな教科書を使って学習するだとか、そういう環境を整えて、その子に合った、ニーズに合った形での教材をつくっていったり、校内体制をつくっていったりと、そういうことについて着実に進めていきたいということで先ほど教育長申し上げたとおりであります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 本当に一人ひとりに合わせた、一人ひとりに必要な今度コーディネートをしていくということが求められていくということなのですから、これを実施していくということでは、やはり校内連携、保護者との連携、そのほか地域との連携、そういったものが不可欠になるのだというふうに思うのです。

それで、現在、先ほどの答弁にもありましたけれども、校内では研修会だとか、いろ

いろいろな体制などもつくっているということなのですからけれども、これだけでは多分、不足になるのではないかなというふうに思うのです。

やはり、全ての教員が特定の知識を身につけていかなければならないというところでの研修だとか、それから支援体制はコーディネーターが対応しているということですが、これだけでは多分、間に合わなくなるというふうに思うのですけれども、それについては今後どのように取組方の変更ですとか、そういったことも含めて考えていることがあれば教えてください。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） 教員の資質向上に資するための研修というのは非常に大切なものであります。

これも新しい概念、インクルーシブという部分で新しい概念でありますし、なかなか理解しづらいのはいわゆるそういう経験のない先生たちなのですからけれども、今、初任者研修、それから10年経験者研修とそれぞれのキャリアに応じた研修というのがあって、必ずその中に特別支援やそれからインクルーシブ教育システムにかかわれる研修が入ることになっております、

そういう中で、段階に応じて教員が学んでいくという、そういう研修のスタイルも今、確立されてきていますので、そういうところにしっかり参加しながら教員が力量を高めて、さらにそれを校内でも還元していくというシステムが今、特別支援プログラムの中でできていますので、自分で学ぶ、そしてそれを伝える、その繰り返しの中で教員の質を向上するというシステムで進んでいるというふうにご理解いただければと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 進んでいるということなのですからけれども、スクールカウンセラーですとか、ソーシャルワーカーですとか、そういった力もこれから多分、すごく必要になると思うのです。

現在、スクールカウンセラーって釧路から巡回をしているのでしょうか、厚岸独自でそういった各学校にスクールカウンセラーですとか、そういったものを配置するということにはならないのでしょうか、

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） スクールカウンセラー配置している、町で配置しているという町村もあります。今、新しい概念としてチームが学校という概念ができて、何でもかんでも教員が背負うのではなくて、いろいろな人との連携をしましよという動きが国レベルで今、入ってきています。

そういう中で、チーム学校ということも含めまして医療、それからソーシャルワーカー

や、そういういろいろな幅広いところ、何でもかんでも教員に背負わせるのではなくて、いろいろな人と手をつなぎながら学校をつくっていくという、これからの動きがありますので、これらの動静を見きわめながら町でできることというのをこれら考えていきたいというふうに思っています。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 本当にこれからの取組ということですがけれども、それで保護者との連携についてなのですけれども、やはり子どもだけではなくて、その保護者の社会的環境というのでしょうか、そういったものもやはりこういった教育的ニーズが必要な子にはすごく大きな影響を与えているというふうに考えられているのですけれども、保護者に対してどういった対応をしているのか、どういった相談を受けているのか、それについてどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） 先ほど教育長の答弁にもありましたように、厚岸町教育支援委員会というのが立ち上がって、昨年までは検査委員会というのがあったのですけれども、そういう中で子どもたちの困り感、特に就学時、就学前の子ども、特に早期でのそういう対応が必要だということが言われていますので、学校に入る前の子どもたちに対する支援、それから保護者の相談業務というのを行っております。

また、巡回教育相談だとか、パートナーティーチャー制度というのを活用しながら保護者と対応したり、または保護者と対応する先生の力量というのが非常に大切になってきます。その対応のための研修や相談、またはその専門家である養護学校の先生に来ていただいて対応の仕方を学んで、保護者と対応していくというあたりのことをやっていきますけれども、町としましては先ほど言いました厚岸町教育支援委員会という中で、保護者の要望や困り感やそういうのを受けとめて、ではどうしていきましようかということ返していくというところ、まず早期のところを重きに置きながら、それから名称も今年度変わりましたので、入り口のところとこれから継続して行って中学校出るところ、そういうところまできちんと見て行って、どういうところに子どもが将来、どういう子どもの育ちにしていきたいのかというのを保護者を共有した中で、教育を行っていくということを重視していく教育が進んでいくというふうにご理解いただければと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今、答弁があったのですけれども、保護者も問題を抱えているということがありますよね。そういった保護者に対しての相談ですとか、そういったことはされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） やはり保護者の困り感、保護者が問題を抱えているという事例がかなり親が多いです。そこの部分については学校教育、教育委員会だけではなく、今、保健福祉課との連携もかなり強くなっているものですから、子どもの成育歴や事前に保護者もそういう相談をあみか等々と連携をとっているという場合が非常に多いものですから、まず情報を共有しながら対応していくということで、保護者も保健福祉課から教育委員会ということではなくて、保健福祉課にも、それから教育委員会にもということと一緒に話をし、ですから教育委員会と保健福祉課と保護者という三つで話をする場面というのは非常に多くなりながら、子どもの成育例をきち々と把握しながら今後の対応をしていくという保護者に対してのケアをしていくという体制ができておりますし、質問者ありましたように本当にそこの事例、多いです。そこにかかる経済的な部分というのもまた大きいことが多いものですから、それについても保健福祉課を窓口としながら担当部署とかかわりをもっていただくという形で今、進んでおります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 これからの取組にも実際にはなるというふうに思うのですけれども、やはり今まで集団として見ていた子どもたちを今度は一人ひとり個別のニーズにあわせて対応をしていくという、ただ、これが本当にこの取組、進んでいけばすばらしい多分取組になるのではないかなというふうに思うのです。

やはり、どの子どもも排除しない、それから親も排除しない、共有を進めていく、その子に合った、やはりその子のニーズに合わせた学習、教育というものをこれから進めていっていただきたいというふうに申し述べて、この件については終わります。

それで次、3件目なのですけれども、矢臼別演習場についてです。

今回も実弾射撃訓練が行われました。それで答弁の中で、住民に周知をいろいろしているということが書いてあるのですけれども、自治体ですとか、住民ですとか、今回も私、ブリーフィングに参加をしたのですけれども、そこでの情報というのですか、そういったものがなかなか入ってこないというような感じを持っているのです。

それについては何か特別にもっとブリーフィング時間をふやせだとか、あるいは見学会を起こしてくれだとかというところでは要望は何かされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まず、訓練説明会ですね、実施に当たっての訓練説明会についてはこれまでも関係機関連絡会議、矢臼別演習場関係機関連絡会議として事前に説明会を行ってほしいということは伝えております。以前は、確かに大隊長みずからその席に出席をされ説明を行っておりましたけれども、結果的に説明される内容というのは変わらず、また大隊長が出席することによって、逆に通訳が必要になって、その時間帯をとられると、当初から30分程度の説明会でありました。

昨年も30分程度でこれは防衛局、対策本部として行った説明会でありますけれども、30分程度で終わっているかと思えます。今年度についてはあらかじめ質問を受け入れた中で、もう少し長い時間をということもその連絡会議として要望した結果、今回については45分と言うことで15分程度、延長がされたということで聞いております。

これは、米軍がブリーフィングを行わないからといってあらかじめの訓練説明がないというのはおかしいということで、特にその場外着弾事故があった以降、必ず行っていただきたいということで、他の演習場では行っていないものが今度、矢臼別演習場では毎回、行われているということでご理解をいただきたいと思えますし、また、自治体に対しての事前の説明というのは当然、対策本部長が周辺町村、関係4町を回って事前の説明をしていただいているということでもあります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 当然、住民としてはこういったいろいろな情報というものを知る権利というのが、これは当然あると思うのですが、なかなかそれが思うように伝わってこない、伝わるのがすごく遅いというような状況にあるというふうに思っています。

ぜひ、今、行っているというふうにおっしゃっていますので、ぜひいろいろなところと連携しながら迅速な情報の提供、それからきめ細かな情報の提供というところでの要望を続けていっていただきたいなというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 結果として防衛局のほうから訓練の詳細事項について伝えられるのが米軍等の調整等もございますので、割りと期間をおいた中で行われたいということは、これはいたし方ないものとして受けとめておりますけれども、今後とも特に訓練事項が変わることはないと思えますけれども、今後とも詳細な連絡体制について要望してまいりたいというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

休憩いたします。

再開は、3時40分からいたします。

午後3時08分休憩

午後3時40分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

10番、杉田議員の一般質問を行います。

10番、杉田議員。

●杉田議員 質問通告書に従いまして、質問させていただきたいと思います。

1番、旧尾幌1号川にかかるホマカイ橋について。

(1)架けかえられたホマカイ橋は、橋げたの低さから増水時の周辺地域への影響が不安視されております。その対応、対策はどのように進められておりますでしょうか。

(2)水道の導水管が橋の上流側に架設されておりますが、雪解けの時期に上流から氷塊が流れてくることがあると聞いております。万一、この導水管が破損した場合、どのような影響がありますか、また、その対応はどのように考えておりますでしょうか。

2、閉校となった学校の利活用についてでございます。

(1)耐震性やその他災害対応の課題があると思いますが、閉校となった学校の校舎や用地の利活用についてどのように考えておりますでしょうか。

(2)備品などの処分はどのように考えておりますでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の旧尾幌1号川にかかるホマカイ橋についてのうち、始めに架けかえられたホマカイ橋は橋げたの低さから増水時の周辺地域への影響が不安視されておりますが、その後の対応、対策はどのように進められておりますかについてであります。町では門静地区の冠水対策として大雨の都度、川の周辺などの現地確認を行ってきているところであります。

旧尾幌1号川はホマカイ橋の橋脚付近の土砂堆積と旧橋脚が残存していたことにより、川の流れを阻害していたことが分かり、昨年9月に橋脚の前後約100メートルの区間において河床に堆積した土砂掘削と旧橋脚の撤去作業を行い、河川断面の拡幅を行ったところであります。

平成26年度には北海道開発局、釧路開発建設部の協力もいただき馬の一時的な避難場所や地権者との協議により住宅周りの築堤の造成など対応してきたところであります。

平成27年度には門静尾幌地区冠水対策事業として旧尾幌1号川にある既存の排水ゲート3カ所の補修、門静地区集会場裏にある排水施設に新しく管渠を設置し、周辺の推移が上昇する前に水処理できるよう対策を講じたところであります。

門静地区の冠水は橋の影響ではなく、河口に流れ出る川の勢いが足りないことにより起きている現象であります。なお現在、旧尾幌1号川及びオッポロ川の現地調査中となっております。今後、その調査結果からどのような対策が効果的なのか検証する予定であります。

対策の決定を待って行動するのではなく、日ごろの河川パトロールを強化し、川の流れを阻害する土砂や流木などの撤去を行い、適切な河川管理を継続的に行ってまいります。

次に、水道の導水管が橋の上流側に仮設されておりますが、雪解けの時期に上流から氷塊が流れてくることがあると聞いています。万一、この導水管が破損した場合、どのような影響がありますか、また、その対応はどのように考えておりますかについてであります。この導水管はホマカイ橋の架けかえ工事の工程にあわせ、平成26年度に橋への添架工事を行い、今年4月に既設管と接合し、使用を開始しております。この導水管を川の上流側に架設したのは、既設管と接合し、使用を開始した後、修理などの管理が困難となる橋の取り付け道路や

その擁壁の下を導水管が横断しないようにする合理的な配管ルートとしたためであります。

この質問の万一、この導水管が破損した場合の影響であります。厚岸町の上水道は水源河川から取水した水をこの導水管により厚岸浄水場に送り、浄水場で浄化処理した水を送水管で配水池に送った後、配水管で各家庭や事業所に給水する仕組みとなっております。

そのため、導水管が破損し通水不能となった場合には、浄水場で浄化処理すべき水が得られないことになり送水できず、貯水している配水池の水位が最低水位となった時点で断水に至ることとなります。影響範囲は上水道区域である湖南、湖北の市街地と床潭末広地区、尾幌苫多地区となります。

その対応については、まず導水管自体の破損修理は、この管がポリエチレン製の保温管という特殊な管であることや、足場が必要となるなど時間をすることから、早急に復旧するための破損部分を別配管で迂回し、通水を確保することを考えております。

そのため、町ではこのような非常時に必要となる配管資材を安価で優先的にレンタルできる契約を専門業者と締結しており、配管の在庫も確認しております。

また断水に対する対応については、大規模な断水に対しては、日本水道協会、北海道地方支部道東地区協議会において締結している災害時相互応援に関する協定に基づき、応援要請をすることとしており、さらに必要に応じて自衛隊への災害派遣への要請も考慮しております。

2点目の閉校となった学校の利活用については、教育長からお答えをいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、閉校となった学校の利活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目は耐震性やその他災害対応の課題があると思いますが、閉校となった学校の校舎や用地の利活用についてどのように考えていますかについてであります。

現在、他に転用せずに教育財産として所管している学校は6校あります。平成11年度から休校となり、平成21年度から閉校となった糸魚沢小学校、平成20年度から閉校となった厚静小学校、平成21年度から閉校となった尾幌小中学校、上尾幌小中学校、そして平成24年度から閉校となった片無去小中学校であります。

また、厚岸潮見高校が厚岸水産高校と統合し移転したことにより、北海道から移管された厚岸潮見高校に真龍中学校が移転したため使用されなくなった旧真龍中学校があります。この6校のうち、厚静小学校及び尾幌小中学校の2校は耐震調査の1次診断において耐震性が認められず、施設の老朽化も進んでいるため現状のままでは利活用ができません。

このため、教育委員会ではこの2校については将来的には校舎を解体撤去し、敷地の活用については厚岸町全体の土地利用という視点から有効活用の方法を検討してまいりたいと考えているところであります。

しかし、校舎の解体撤去につきましては、相当な費用を要するため教育委員会では現在では急を要する他の事業を優先的に実施しており、現状では具体的な解体予定年度をお示しできる状況にないことをご理解願います。

片無去小中学校についてですが、校舎部分については地域の郷土資料の保管場所として活用し、体育館についても地域住民が利用しているため当面は現状のまま利用していただきたいと考えております。

また、糸魚沢小学校については耐震調査を実施する前に休校となり、そのまま閉校となったことから1次診断を実施しておらず、旧真龍中学校については鉄筋コンクリート造と鉄骨造が重複しており、完全な1次診断ができなかったことと、その後、厚岸潮見高校への移転が決定したため、耐震診断を行っていないことから施設を利用する場合は安全性の確認が必要となります。

この2校については、利用を希望する個人の団体があった場合、利用方法を確認した上で対応を協議してまいります。

一方、上尾幌小中学校については、耐震性については問題がないことから、閉校後の新たな利用方法を検討してきたところであります。教育委員会としては、閉校した学校、学級減により余剰となった教室の有効活用のため、平成12年に庁内組織である厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会を設置し、対象となる施設の有効活用の方策について協議をしてまいりました。

策定委員会の意見も踏まえて、町のホームページに施設の利用者を募るなどの方策を始めとして、文部科学省のホームページや北海道のホームページにも掲載し、活用していただく個人、団体の募集を行っているところであります。

糸魚沢小学校については、問い合わせはあったものの実際の利用には至らなかった経緯もあります。また、上尾幌小中学校につきましても校舎を文化活動に利用したいという町外の方からの問い合わせがあり、利用形態や活動内容の協議を行いました。利用につながらなかったところであります。

いずれの問い合わせも釧路市と大きな市から遠いなどの立地条件や学校施設であるため、施設規模が大きすぎて活用しにくい、また、校舎の一部改修費や維持管理費等に多額の費用を要することから、残念ながら活用されなかったところであります。

しかし、今後も関係方面に情報を発信し、施設を利用していただく個人や団体を募り、応募があった場合はどのような利活用が可能か検討してまいります。

次に、2点目の備品などの処分はどのように考えていますかについてであります。学校が閉校した後の備品については、まず閉校となった学校の図書と備品一覧を各学校に示して、品目や個数等を確認をし、各備品等の取得希望の有無を調査して各学校に所管替えをしており、一定程度有効に活用しているものと考えております。

閉校直後に備品等の所管替えをした後も、いずれの学校でも希望がなく活用できない備品もありますが、それらについてはそのまま校舎に保管しておりますが、その後、各学校で必要となった場合にはその都度、所管替えをしております。

保管している備品等の中には、今後、老朽化したもの、活用の望めないものも出てきますが、これらについては廃棄処分をする対応をとりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●杉田議員 ありがとうございます。

初めに、1番のホマカイ橋についてでございますが、この厚岸町、海岸に面して、また湖北地区、北部には数本の川がありまして、大変、水に恵まれたまちであると思えます。半面、その水の影響というものが大変大きな地形だろうかと思えます。

この海岸沿い、海岸線、河川の管理というものが大変重要な点かと思えますので、今後とも注視、監視をお願いしたいというふうに思えます。

その上で、私自身も何度かこの現地確認させていただきまして、当初、確認させていただきまして当初は本当に橋桁に川面が本当に水面、橋桁について、ひどいときには橋桁に浸かってしまっている、中ほどまで浸かってしまっているような状況でありました。

今、こちらご答弁いただいたとおり、建設課さんのご尽力いただきまして、大分、改善されているように見受けられます。先ほど申し上げたとおり、高低差が少ないということありまして、また海の影響、海水面の上昇というのですか、海水面の上昇というものをまともに受けてしまうような川であろうかと思えます。

今後ともこの川の監視というものが必要になってまいるでしょうし、河床のこういった残土とかの撤去といったものも継続的に必要になってくるのではないのかなというふうに思えます。引き続き、監視、注視をお願いしたいと思えます。

通告のほかに、以外にちょっとかかってしまうかもしれないのですが、つい先日も夜、1日雨が降った日がありまして、危険としていながらも私も確認のためと思って夜中にホマカイ橋のところに行ってみました。そうしましたら真っ暗なのです、街路灯が1本もない状況にあらうかと思えます。

ホマカイ橋、今、改修されているということですが、やはり地域住民の方にとっては不安視は引き続き続いて不安視されている川であろうかと思えます。せめて、この橋の周囲だけでも街路灯といいますか、設備していただければなというふうにまず思っています、いかがでございましょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この河川管理者として、日常の業務の中での管理、これは今まで以上にきちっと注視していきたいなというふうに考えているところでございます。

また、河床の土砂の堆積も、これもとまることなく起きている状況が考えられますので、これも引き続き点検していきながら継続的な作業が必要であると、このように捉えているところでございます。

また、街路灯の関係でありますけれども、現在、衛生センターのカーブのところから橋に曲がるところにもう1本、旧衛生センターに行くところの道路がございまして、そういった関係で実は交差点ができています環境にございます。

したがって、そのカーブに大型の街路灯1本設置しておりますけれども、これは新道ができた場合は道路が切りかわって、この場所には街路灯が不要となりますので、ここは防犯灯に替えて、これは太田側の上り口のほうに今度、もう一つ交差点ができる、石山から出てくる道路の交差点ができる形になるものですから、そちらのほうに現在、設置、移動を考えて

おります。

ただ、街路灯の設置の目的からして、交通安全上の基準といえますか、一般的には設置場所という規定があるのですけれども、これは連続照明というのは市街地の幹線道路、とんとんとつた形、それから局部照明というのは、本当に局部の部分なのですけれども、その設置に当たっては基本的には交通事故の危険性等の配慮からということで、信号機の設置された交差点、もう一つは橋長が100メートル以上の橋梁という、こういう基準がございます。

今回、この橋を切り替えたことによって、道路もほぼ直線上になりますし、そういった意味ではこの部分に街路灯を設置する理由がないのだというふうに思って、交通安全上ですね、ですから新設はございませんけれども、防犯灯とそれから新たにできる交差点にはきちっと街路灯を設置し、交通安全をきちっと果たしていきたいなど、そのように考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

この前、夜中に行ってみたら真っ暗な中に川の音だけがごおっと響いている感じで大変、怖い感じだったのです。ぜひ、小さなことでも結構ですのでご検討いただければというふうに思います。

続きまして、2番、閉校になった学校の利活用についてでございますが、実際に補助金、建設時に補助金を利用してのことでもあろうかと思っておりますので、簡単に撤去できるものでもないというふうに思います。

また、中にありますとおりの解体費用も当然、何百万、何千万という金額になろうかと思っておりますので、簡単に撤去できるものではないと思うのですが、一つ、方策というところがあるのですけれども、提案の一つとしてある根室管内の町で、これ学校に使っているかどうか分からないのですけれども、ちょっと僕も確認していないのですけれども、町で解体して、解体費用は町で解体して移住者を居住してもらいたいという意味で、宅地として造成し直したりしているような活用の仕方もあるようです。

これは、移住していただける方には数年以内に建物をその地区の、そのまちの工務店さんなり、建設会社さんで建てていただいて、数年以内に移住、もしくは別荘でもいいと思うのですけれども、住民票を移していただいたりすることで、人口減少の抑制にも一役買えるのかなというふうに思います。

土地を無償譲渡して固定資産税なり、住民税で何十年かかる話なのかということがあろうと思うのですけれども、少しでも前に進めるような話としてご検討いただければというふうに思います。まず1点、お願いします。

●議長（佐藤議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 耐震のない施設、学校につきましては、おっしゃったように施設を解体して、敷地を整備して、利活用することも考えられる方策でございます。

教育長の答弁にもありましたけれども、解体撤去には多額の費用を要すると、はつき

りした試算は出していないのですけれども、学校施設を例えば尾幌ですとか、クラスの施設を解体するとなると、当時の概算ですけれども4,000万円ぐらいかかると、あと直営ではちょっと難しい、そちらのほうはこちらの専門的なことは分かりませんが、難しいのかなというふうに考えております。

その敷地を整備しても、立地条件と街から遠いですとか、使いにくいとかということもあったりして、実際に敷地に家を建てて利用するという方がいるかどうかというのはちょっと疑問かなというふうに委員会としては考えております。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

今、概算でかなり数千万円かかるというふうなことも初めてすみません、私も勉強不足で失礼しましたので、なかなか難しいのかなと思うのですが、いずれにしても防犯上、安全上もいずれは解体していかなければならないものはないと思いますので、私自身も勉強しながら検討していきたいと思っております。

実際に耐震性や安全上、防犯上も問題ない校舎もあるようですので、ぜひ今後も利活用、再活用の再利用できるような取組を引き続けていただければと思います。

次に、(2)の備品についてですが、これお答えいただいている中では、あくまでも町の財産として利用することを念頭に考えていらっしゃると思うのですが、町としての、町内での公的に使用する価値がないものでも、例えばソフトな面なのですけれども、住民の方ですとか、卒業生の方にとってみれば思い出の品であったりするものが多々あると思うのです。

そういったものをオープンに、入札という形がふさわしいのかどうか分からないのですけれども、これは兵庫県のある町で入札で思いがけない収入を得ているということも聞いております。

当然、価値のあるものは再配置されているのだと思うのですが、思い出の品として卒業生とか住民の方にはぜひ買ってでもほしいというものがあろうかと思っておりますので、オープンな方で広報なりしていただければ、かなり管理数が多いと思うのですけれども、管理するものの備品の数が、教えていただければ今後、教えて知るような形ができれば入札という形なり、あるいは解放というのでしょうか、分散というのでしょうか、各住民の皆さんで大切に保管していただければ、再利用していただけるのかなというふうに考えますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） お答えいたします。1点目の今後の閉校した学校の利活用でございますけれども、教育長の答弁にもありましており、今後についても幅広くいろいろ情報収集しながら、よりよい活用を目指していきたいというふうに考えております。

それと、閉校になった学校の備品でありますけれども、おっしゃったとおり特に本州

のほうの自治体ではネットでそういう公募というか、入札して売っているというような事例もあることは理解しております。

実は、厚岸町の学校ですけれども、備品なのですけれどもほとんど、特に職員室に行けば先生方使っていたスチールの机ですとか、そういうものについてはほかの学校に随時転用して余り残っていないような状況になっています。特に、早く閉校した学校につきましてもほとんどない、上尾幌には若干残っているのですけれども、それにつきましてもほかの学校で、そういう机とか破損して、必要なときにはそちらのほうに転用するというふうに考えておりました、例えば今お話があったとおり、学校で例えば理科の人体模型とか、そういう部分でネットで売ったりというようなこともありましたけれども、実は理科のそういう備品、教材等もほとんどないという状況になっています。変な話、上手く活用しているというか、若干はあるのですけれども、それらにつきましても今後、学校で、この学校で必要だというときにはそちらのほうに転用するというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

校舎にしても、備品にしても解体するなら解体するという話で、少しでも前に進めるようなご検討をいただきたいと思いますし、備品に関しても繰り返しになってしまうのですけれども、歴史的その価値がないと思われるものでも、卒業生の方とかほしいなというものもあったりすると、単純にほしいなというものがあったりすると思うのです。

ぜひ、柔軟な対応をしていただければと思います。

終わります。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 議員おっしゃった地域、特に閉校した地域の方に学校のほうもその後、見ていただいておりますけれども、やはりそういう学校には残っているよというような情報も出して地域に限らず、もし利用できるものがもしあるのであれば、そのような方で、オープンな形で取り進めたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後 4 時11分休憩

午後 4 時11分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

●議長（佐藤議員） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、石澤議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（佐藤議員） 次、4番、石澤議員の一般質問を行います。

4番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って、1回目の質問をいたします。

まず、少子化対策について。

少子化の進行は一層の人口減をもたらし、地域経済だけでなく未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすこととなります。厳しい財政状況の中ですが、子育てしやすい環境づくりが必要だと思います。

まず、乳幼児医療費の助成を拡充し18歳まで無料化とすべきではないかと思います。

次に、若者向けの町営住宅や雇用促進住宅など考えられませんか、また、民間住宅に入っている若者への家賃支援は考えられませんか。

保育料の引き下げはできませんか。

それから、就学援助についてです。

新入学時の児童生徒については、他の児童生徒より多くの支出が必要なので、前倒しで支給し、新学期に間に合うように支給する方法を考えられませんか。

準要保護対象の児童生徒に対するクラブ活動費、生徒会費、PTA会費に対する助成について、本町ではどうなっていますか。要保護生徒と同様にすべきと思いますが、どうですか。

次に、TPPについてです。

まず、TPPが大筋合意をされた言われていますが、このことについての町長の考えを伺いたいと思います。本町として、具体的な影響についてどのようになるのか、その対策はどうするのか。

それから、地域を守るために全町民的な運動を展開すべきではないかと思いますが、どうですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の少子化対策についてのうち、初めに乳幼児医療費の助成を拡充し、18歳まで無料化とすべきではないかについてであります。ご質問は高校生までの乳幼児等医療費の助成に関する制度の拡大についてのこととしてお答えさせていただきます。

これまでもお答えしておりますが、厚岸の未来を担う子どもたちが健やかに成長することは私が最も望むところであり、少子化が進む中、子どもを生き育てやすい環境づくりを進めていくことは重要なテーマであると考えておりますし、子どもの医療費の無

料化や助成の拡大は子育て世帯の方々の経済的負担の緩和とその子どもたちの健やかな育成を図るための大切な施策の一つであると考えております。

この制度は、ご質問者ご承知のとおり、北海道医療給付事業の助成制度を受けて実施しており、事業費の2分の1を北海道が負担しているところですが、医療費助成を拡大した場合、その拡大部分は北海道の助成制度の対象外となるため、町の単独助成となります。

当町では、現在、策定中の総合戦略における子育て支援対策の一つとして、中学生までの医療費無料化の実施の可能性を検討しているところではありますが、実施した場合に新たに必要となる財源は現段階の推計値で約2,200万円が見込まれるところでもあります。

また、ご質問にある高校生までの医療費無料化を実施した場合には、平成26年度国民健康保険のデータをもとに推計した場合、年間で約2,700万円が必要と試算され、中学生までの医療費無料化を実施した場合よりも、さらに約500万円の財源が必要となるため、現段階において高校生までの医療費無料化をすることはできないものと考えております。

乳幼児等医療費助成制度については、各自治体がそれぞれの考えに基づいて制度を運営しているため、内容に差異が生じておりますが、全ての国民が等しく支援を受けられるべきではないかとの考えから、国において全国統一的な制度を創設し、その上で適切な財源措置を行うよう北海道町村会を通じて要望しているところでもあります。

本町としては、子育て支援対策全体の中で、今後における国や北海道の医療制度の動向を見きわめながら、引き続き研究してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、若者向けの町営住宅や雇用促進住宅などを考えられないか、また民間住宅に入っている若者への家賃支援は考えられないかについてであります。町営住宅は住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できることを目的としておりますので、若者が入居できる条件は整っているものと考えております。

しかし、町営住宅への入居申し込みは母子のひとり親家庭に多く、入居を希望する団地も新しい住宅に偏っている傾向が見られます。このことから、若者向けには新築計画が効果的であると考えますが、平成26年に策定した厚岸町住生活基本計画における町民の住まい方の将来像では、町営住宅の管理、戸数の調整が難しく、財政負担も厳しいことから実現は難しいことをご理解願います。なお、雇用促進住宅については、制度運営が終了すると聞いており利用できませんのでご理解願います。

また、民間住宅に入っている若者への家賃支援については、子育て世帯を対象とした住居としては他世代の世帯とも同様に、住宅の新築や中古住宅の購入の場合、あるいは社宅、民間賃貸住宅、町営住宅への入居、さらには親と同居する場合など、さまざまな形態があり、民間住宅に入っている若者のみを対象にした家賃支援については現在、考えておりません。

次に、保育料の引き下げができないかについてであります。現在の保育料基準額表は平成12年度以降、きょうまで保育料金にかかる改正が行われておらず、また、この間、平成16年の国庫負担金の一般財源化などによる財政負担の増大に対しても町独自の財源をもって利用者の保育料を据え置いてきたところでもあります。

さらには、平成19年度からは第三子以降の保育料について、10分の2の助成を、これ

も町独自の財源をもって行い、今年度においてはこれに加えて第二子分を国の交付金を活用し拡大し、利用者負担の軽減を図っているところであります。

一方で、本年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行され、国は認定こども園、幼稚園、保育所について、これまでの運営経営を残しながら共通の給付である施設型給付に移行したところであります。

今般、一部幼稚園から来年度に向け新制度への移行希望が出てきたところであり、幼稚園の新制度への移行に当たっては、当町で利用者負担額を設定することとされており、幼稚園利用の利用料金を検討する必要があることから、保育所の保育料についても併せて検討する必要があると考えております。

つきましては、保育所の保育料及び幼稚園の利用者負担金について、国の利用者負担の増減額基準との整合性や子育て支援策も含めて、さらには保育所や幼稚園の運営費用を踏まえながら負担額がどうあるべきか検討を進めているところであります。

続いて、3点目のTPPについてのうち、初めに、大筋に合意されたと言われているが、このことについて町長の考えを伺いたいとのご質問であります。

これまで、TPPによる特に一時産業への大きな影響の懸念があったことから、交渉参加へ反対の立場をとってきました。しかし現在、関係各国において大筋合意がなされ、今後、関係12カ国間でTPP協定に署名し、各国議会における承認手続きが原則2カ年以内に行われることとなっており、政府のTPP総合対策本部が力強い農林水産業をつくり上げるため、万全の方策を講じるなどの内容で、平成27年11月25日に総合的なTPP関連政策大綱を決定いたしました。

次のステージに進んだ現在の状況下にあっては、影響をできるだけ少なくし、かつ、将来を見据えて力強い農林水産業をつくっていけるよう対応するのが真に町民の利益を獲得することに結びつく行動となるのではないかと考えます。

私としては、この政策大綱に基づきTPPの影響に関する町民の不安を払拭し、また地方創生にも資する具体的な政策展開を速やかに実行するよう強く求めていると考えております。

次に、本町としての具体的な影響についてはどのようになるのかについてであります。酪農畜産物において段階的な関税削減やセーフガードの設定、為替の影響などから影響額の算出は困難な現状であります。長期にわたるさまざまな影響が懸念されるため、農業者の経営意欲の減退や離農者の増大、新規就農の取りやめなどを招く恐れがあります。

本町においての差し当たって考えられる影響としては、乳製品に関しては脱脂粉乳、バターにおいて関税削減撤廃は行われないものの、新たにTPP枠が設定されましたが、最近の追加輸入量の範囲内であること、ホエイにおいては長期の関税撤廃期間とセーフガードが措置されたこと、チーズにおいては熟成チーズやクリームチーズなどは長期の関税撤廃期間が確保されたため、当面、輸入の急増は見込めないものと思われま

す。牛肉に関しては関税撤廃が回避され、長期の関税削減期間とセーフガードが措置されたこと、国産牛肉のうち和牛交雑種牛肉は輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さく、当面、輸入の急増は見込まれないものと思われま

す。しかし、長期的視野に立っての影響となると、乳製品では脱脂粉乳、バターがTPP

枠の設定により輸入数量に上限があるものの、安価な脱脂粉乳、バターの入力が増加することにより、国産品価格の下落を引き起こし、加工原料乳の乳価の下落が懸念されます。

また、脱脂粉乳と競合する可能性が高いホエイが段階的に関税撤廃され、数量制限もなくなると国産脱脂粉乳の需用が浸食される恐れがあります。チーズはチェダーやゴーダ等の関税が段階的に撤廃され、数量制限もなくなると国産チーズ向けの生乳の需用が大きく失われることが懸念されます。

牛肉に関しては関税が大きく削減され、セーフガードもなくなる可能性があることから、輸入牛肉と肉質面で競合する乳用種牛肉の価格低下が懸念され、肉牛農家に限らず搾乳農家の副産物収入が減少し、酪農経営にも大きな影響が懸念されます。

町としては、近年の国際的な農業交渉の進展や生産費用の増加、規模拡大に伴う過重労働、高齢化や後継者不足等で離農が進むなど、厳しさを増す中、釧路根室管内の首長と農業協同組合長で今年2月に策定した根釧酪農ビジョンによる草地型酪農の推進、担い手の育成確保、高付加価値化の推進の三つの視点から具体的な展開策の推進を関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

また、政府が先月25日に決めた総合的なTPP関連政策大綱を確実に実行していただくよう強く求めていきたいと考えております。

また、水産物については、本町において影響の恐れがあると考えられるのは主に昆布やスルメイカ、ホタテ、サケ、マス、マダラ、スケトウダラが上げられます。太宗漁業である昆布は発効後、即時に現行の関税から15%削減となります。また、スルメイカ、ホタテ、サケ、マス、マダラ、スケトウダラ等の魚介類は関税の即時撤廃、または6年から最大16年の期間で段階的に撤廃されることとなっております。

本町における差し当たって考えられる影響として、昆布に関してはTPP参加国からの輸入はほとんどなく、特段の影響はないものと考えておりますが、輸入水産物が増加した場合の魚価の下落、農畜産物の関税引き下げによる魚介類から肉類等への消費の移行が懸念されます。

また、長期的視野に立っての影響についても段階的に関税率が引き下げられる品目があることから、影響が拡大する恐れがあります。TPPが発効し、これらの影響が現実のものとなれば、安定した漁業経営基盤の構築が危ぶまれ、将来の担い手確保への影響も懸念されます。

町としては、影響は限定的と考えておりますが、長期的には国産価格の下落の恐れがあることから、漁業経営の体質強化や水産資源の維持増大、ブランド化による競争力強化等に取り組む必要があると考えております。

引き続き、国や北海道、関係団体の動きも注視しながら、将来の担い手確保、さらには水産業全体の経営安定化に向けた取組について厚岸漁業協同組合などの関係機関と検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、林産物について、合板と製材の2品目があり、北海道の試算では北海道全体で集成材を含む合板の生産額が減少するとされておりますが、厚岸町への直接的な影響はないものと考えております。

しかし、ツーバイフォー工法による住宅建設の割合が増加することが想定され、道産

材を使う在来工法のシェアの低下が懸念されます。

このことから、長期的には道産材の需用への影響や価格の下落などが懸念され、さらには山林の荒廃につながるものが危惧されるため、町としては国や北海道と連携を図りながら、民有林の生産性向上などの体質強化策の検討を行う必要があると考えます。

商工業における影響については、水産加工業などの製造業で取り扱う原材料において、輸入品の仕入れ価格が下がることや、製造品の輸出に当たっては相手国の関税撤廃によって海外販路拡大の契機となることなど、事業活動の活発化が期待される好影響と捉えることができます。

一方、町民の生活に及ぼす影響については、T P Pが物の関税に関する取り決めのみならず、サービスや投資の自由化、知的財産や労働、環境などの新たなルールを構築するものであり、その範囲はあらゆる分野に及ぶことから、その全ての影響を推察することは極めて困難であります。

しかし、消費者の立場からすると関税の撤廃により、安価な輸入品が手に入るといった好影響も考えられますが、差し当たっては輸入量がふえることが残留農薬や遺伝子組み換え食品といった食の安全を脅かす食品の流通が懸念されるところであります。

これに対し、国が示した総合的なT P P関連政策大綱では、輸入食品の適正な監視指導を徹底するための体質強化に努める、残留農薬、食品添加物等の規格基準の策定を推進するとしております。

T P P協定のもとで基準の策定など、どれだけ実効性のある対策が講じられるか懸念されているところですが、この大綱で示した施策について具体的、かつ確実に実行していただくよう強く求めているとともに、町民皆さんに適宜適切な情報提供に努めていきたいと考えております。

次に、地域を守るために全町民的な運動を展開すべきではないかについてであります。私としては特に大きな影響が懸念される1次産業関連団体との密接な連携を図った上で対応してまいりたいと考えております。

2点目の就学援助については教育長からお答えがあります。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、就学援助についてのご質問にお答えいたします。

1点目は、新入学の児童生徒については、他の児童生徒より多くの出費が必要なので前倒しで支給し、新学期に間に合うように支給する方法を考えられないかについてであります。

就学援助費の支給方法につきましては、要保護及び準要保護の認定を受けようとする保護者から、児童生徒が在籍する学校長経由にて申請をいただき、内容審査を行った上で認定の決定をしたときは、あらかじめ保護者から委任を受けた当該学校長の口座へ振込を行い、学校長から当該保護者が現金で受け取る仕組みになっております。

ご質問にあるように新入学の児童生徒の場合は、他の学年の児童生徒より学用品等を多く購入する必要が生じることとなりますので、早期の支給については理解するところではありますが、就学援助世帯として認定するためには課税情報が必要な場合があります、そ

の情報が確定する時期が6月中旬であることから税情報の確認及び認定作業を合わせると、認定の決定については6月下旬となり、支給については7月下旬となりますことをご理解願います。なお、毎年、就学援助費の支給については迅速かつ正確に事務処理をして遅滞がないよう万全を期しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の準要保護対象の児童生徒に対するクラブ活動費、生徒会費、PTA会費に対する助成について、本町ではどうなっているのか、要保護児童生徒と同様にすべきと思うがどうかについてですが、現在、要保護児童生徒についてはクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が支給されておりますが、厚岸町においては準要保護の児童生徒に対しクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の援助は行っておりません。

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し、実施すべきものと考えますので、厚岸町といたしましても財政事情も考慮しながら援助内容の検討をし、継続的で効果的な施策展開を図ってまいりたいと存じますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、子どもの医療費の問題でもう一度質問させていただきます。

北海道新聞に子どもの医療費中高生も助成急増という形で載っていました。子育て支援を目的に子どもの通院、それから入院の医療費助成の対象は中学生、高校生まで拡大する市町村が道内に急増している。

この釧路管内でも釧路町と釧路市を除いて浜中、白糠、標茶、弟子屈、鶴居、ここはもう中学生まで医療費の無料を決めて実施しています。その中で、子どもたちの医療費のかかりぐあいなのですが、小学校に上がる前のほうが医療費がかかります。いろいろな病気もありますから、でも小学校に上がってしまって、中学生、高校生になるとけがでもしない限りは、よほどでない限りは医療費がかからない、それで助成を決めたというふうに話を聞きました。

厚岸の場合も、このとおり今、中学生まで無料化の実施を検討しているところでありますということですが、何回か私、もう相当な回数このことは聞いています。実質、最初聞いたときに2,800万円と言っていたかな、そのうち2,500万、今は2,200万円という形に中学生までのにはなってきていますが、子どもたちがどんどん結局少なくなっているのです。少子化です、明らかに少子化です。

厚岸に子どもが戻ってきた子どもたち、それから厚岸で結婚して、生活して、仕事をしている子どもたち、そういう子が確実に今生まれている子どもたちが少なくなっている。何年でしたか、6,000人になるだろうというような統計も出ていますが、その前から今からやれば6,000人になってしまうのかなと思いますが、そういう状態もありますので、まず子どもたちが安心して暮らせるようにお母さんたち、親世代、若いお母さんたち、子育てしている世代がまず病院にかかるときの心配がないように、そういうことをするためにもやはり実施してほしいと思うのです。その辺、もう一度お願いできないでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、総合戦略の中で中学校までの医療費の実施の可能性について検討するというところで、今までの答弁ですとあくまで子育て支援全体の中で検討させていただきたいという形から一歩ちょっと踏み込んだ実施の可能性について今年度、検討させていただきということでございますが、基本的に子育て支援全体の中でという枠組みの部分ではこれまでと変更のない部分かと思っております。といいますのは、限られた町の財源の中で子育て支援全体の中で何が有効に少子化対策、それから子育て支援対策として効果があるのかという部分を含めて再度、今までよりも踏み込んで検討したいと考えているところでございます。

管内の状況につきましては、私どものほうでもいろいろ調べてございます。3月議会にもご質問を他の議員さんからもいただいております、医療費が無償化することで医療費がふえるのかという部分についてもある程度、検証はしてきているのですが、その部分については他の市町村のレセプト、実際にデータを拾わないと出ない部分等ございまして、完全に医療費がふえるという答えは現在、出せないでおります。

ただ、少なくとも釧路管内におきましてはそれをやることで明らかに医療費の増大が見られるとか、そういう現象は現在のところ確認できておりません。ですが、少なくとも隣の浜中町、中学生までやることで今回分かったことで子どもの人数、厚岸町よりは少ないですが、少なくとも中学生まで1,600万円ほどの新たな負担が生じていると、そういう部分もございまして今回、26年度の実績で新たにどのぐらい厚岸町で実施した場合かかるのかということで、この数字を出させていただいております。

しかしながら、医療費については年々下がっていくと言い切れるものではございません。人数が減っても場合によりましては医療費が増減するというのはこれまでの傾向でございまして、今後においても詳細に検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 結局、私らが子育てしているころよりも、今のお母さんたちの生活費というのは、給料ですね、確実に下がっているのです、正社員よりも正規とか、結局バイトかな、何かアルバイトとか、パートという形で生活費自体が本当に低くなっています。ですから、ぎりぎり我慢して子どもたちもすぐ連れて行けばいいのに我慢してて重度化してしまったという話も実際聞いています。

ですから、3割負担ですよ、国保の場合は、3割負担の部分なのですが、それでも子どもを病院に連れて行けないお母さんたちもいるのです。ですから、やはりここは厚岸町の子どもたちですよ、この未来をしょっている子どもたちです、私たちのこの厚岸町をしょっていく子どもたち、その子たちの今が大変なのですから、そしてそれを子育てするご両親、若い世代のご両親、その人たちを支えるということはこの厚岸町

の未来を支えるということだと思っております。

ですから、何ぼかかるか、浜中でどうなっているか、こうなっているかと言いますけれども、浜中町で聞いたところによりますと中学生終わるまでに歯医者も全部治療終わらせてしまうと言っていました。高校生になったらお金がかかるからです。浜中のほうでは今、高校卒業するまで、18歳まで検討を始めています、それから標茶もそうです。鶴居、標茶も高校までと検討を始めているそうです。白糠もそうかな、もう高校、子どもたちを何とか守り、若い世代にここに住んでほしい、厚岸町で子育てをしてほしいというのを前提で今、何とかその医療費とか先ほど言いましたけれども保育料とか、そういうのも含めて、ここで厚岸町だったら子育てしたいと、そういうまちづくりを根本的に根っこに据えてやるべきだと思っておりますが、どうですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 釧路管内におきまして、議員おっしゃられるとおり高校生までの無償化の検討に入っているところは確認しております。

ただ、まだ確認したところ実施するとか、そういう段階ではなくて、今年度、今後において実施に向けて検討したいという内容というふうに伺っております。

それと、子育て支援というくくりの部分で医療費だけにとどまらず他にいろいろな施策があるかと思っております。厚岸町では、あくまでもその中で検討していきたいと、何度も同じ答えになって申しわけありませんが考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 これは岡山県のことなのですがけれども、合計出生率2.81を達成というまちがあるのです。奈義町です。ここでは医療費無料化効果高いと言っています。それだけではないのですが、まず町外への高校進学費補助とか、それから病児保育などをやっています、厚岸病児保育の問題もあると思うのですがけれども、やっていますが、まずここで住んでいるお母さんたちが子育て支援制度があることで移ってきた方もいらっしゃいます。厚岸で移住してきて、またIターン、Uターンも含めて厚岸に戻ってくるときに若い人たちも、年配の人も、それから退職者の方もそれぞれあると思うのですがけれども、ここで頑張って、厚岸の中でいろいろなことを発信してもらいにも、ここで子育てしたらいいのだよというのを見えるようにしないと戻って来づらいと思うのです。

まず、子育てにはお金かからない、教育費にもお金かからない、そういうのがあった中でここで暮らそうという人がふえることを考えていくべきだと思っておりますが、それはどうですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

子育て支援策といいますのは、私も極めて重要な課題であると、施策であると考えております。

その中で、ほかのまちがやっているからではなくて、厚岸独自の子ども支援策はどうあるべきかということが最も厚岸町のまちづくりにとっては大事なことであり、そのように私は考えているわけであります。

そういう中で、今日、人口減少の中で国から定められております総合戦略、そしてまた人口ビジョンというものを今、作成中であります。金太郎飴であってはなりません。厚岸独自の総合戦略であり、人口ビジョンをつくっていかねばならないと思っているわけであります。

まちによっては、委託しているところもあります。しかしそれではだめだと、町の職員はみんな優秀であります、町独自でつくっていかうということで皆さんに頑張ってもらっているわけであります。

その中で、医療費の無料化についてもいろいろと今、考え中でありますので、今、石澤議員からのお話がありましたけれども、そのことも踏まえながら子育て支援策の一環として考えていかねばならない、そのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 今までも妊婦さんの通院の助成とか、それからいろいろ厚岸町独自でやっていますよね、ですからもう一歩進んで、命の問題、子どもを生んだらここで育てられるのだという、そのための手助けをお願いしたいと思っております。

次に移ります。就学援助なのですけれども、本当に結構大変なぐらいかかるのです、新入学生の子どもたちというのは。そのこの部分で、今、前年度の所得が分からなければできないと言っていましたけれども、北九州市とか福岡では、入学準備の3月時期開始しているのです。本当に大変な生活の部分で、その後、支給した後に早目に、そこに入学する子どもたち、町内の入学する子どもたちって分かりますよね、今年来るって。だから、その早い時点で2月か、案内ありますよね、説明会とかありますよね、そういうときを使って、こういう就学援助があるのだというふうな話をして、そこで出してもらおうというようなことはできないものではないでしょうか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 就学援助につきまして、早期に保護者のほうに案内をできるのではないかとご質問ですけれども、その辺については可能だと思います。早い段階で来年度の就学するお子さんの保護者の方に、例えば就学時検診が前の年の10月に毎年行いますけれども、その際にこういう援助制度がありますというようなお知らせは可能かなと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 本当に大変な人は大変なので、そういうときに、そういう生活相談を受けながら、そういうことができれば少し前に進むのかなと思うのですが、ぜひやってほしいなと思うのです。

クラブ活動費とか生徒会費、P T A会費なのですけれども、準要保護と要保護の差というのは多分ぎりぎり、それほど差がないような気がするのです、下の部分という、ぎりぎり準要保護になってしまっている部分があると思うのですけれども、その人数というのか、ぎりぎり引っかかっているというようなところというは何人ぐらいあるかというのは、そういうことがあるので本当に大変な要保護になればいいというわけではないのですけれども、要保護で受けられればいいのですけれども、受けられない人たちにとってはこのクラブ活動、生徒会費、P T A会費というのも大変な支出だと思うのです。

ですから、その辺の部分の保障というのか、支援をやはりプラス今の準要保護の部分でプラスして1.3か、1.2ですけれども、1.3くらいに上げて、その中で考えるということはいかならないものなのでしょうか、どうなのでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） お答えいたします。

限られた財源の中で今、基準が1.2という形でやっております、何年か前の議論の中ではその1.3とかという話も出たのですけれども、1.3の拡大してしまうとかなり財政的な負担が出るということで、現状の制度を維持したいということでそのままにしているという部分もありますし、ただ、確かにボーダーというか、要保護と準要保護の境目のぎりぎりの方にとりましては確かに財政的な負担が大きいというのは理解ができます。

ちなみに、27年度の当初でいきますと要保護の数が全児童生徒数の718名で、そのうち要保護、児童生徒が13、準要保護が128ということで、認定率からいきますと要保護が1.81%、準要保護が16.02%という形になっております。

ですから、全児童生徒数のうちの要保護、準要保護合わせた割合は17.83%という形になっておりますので、17%の方が受けていただいているというような状況もありますので、町としてはかなり負担が大きいという部分もご理解いただきたいと思っております。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 それは分かるのです、大変だということは分かるのですけれども、その受けている人たちはもっと大変なのです。

ですから、ここの部分で、全部がクラブ活動をやっているわけではないでしょうし、でも生徒会費とかP T A会費というのはやはり納めなければならないと思うので、その部分の援助をやはりちょっと考えてもらえたらなと思います。

次に移ります、

T P Pのことです。正直な話、大筋合意をしたから我慢せいというような報道が流れています。しかし、大筋合意であって決定ではないのです。国会決議が求めたのは、主

要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない、除外です。これが満たされなければ交渉から撤退すること、これが国会決議でした。

あと、その中身を全部知らせて、きちっと中身を知らせることというのも国会決議の中に入っていました。けども、大筋合意は国会決議を間違いなく踏みにじったものだと思うのです。決まってしまったからと言いますが、私たち農家にとって牛肉が21年、9%になるということはゼロに等しいのです、関税が。

それから、私、今やっていますいろいろな酪農というのは牛乳、乳製品だけでなく私ら加工乳ですから、いろいろな加工品、乳製品、それからニュージーランドも含めてなのですけれども、バターとか、それから脱粉とか、ゴダー、チェダー、これが入ってくるということは本当に大変なことなのです。

生産者の価格は間違いなく下げられます。しかし、消費者にとっては価格は下がらないと思います。中間で、流通機関で取られますから消費者のほうが安いということにはならないです。それは間違いなく言えると思います。

あと、とても恐ろしいのは遺伝子組み換えの話をも町長言っていましたけれども、食の安全で言っていました、遺伝子組み換えが普通に入ってきてしまうということです。今、日本は世界で一番遺伝子組み換えを食べているそうです、間違いなく。

まだこうやって制限していますから、遺伝子組み換えが入ってくる量も制限されています。けど、これで撤廃されたらどんどん入ってくるのです、遺伝子組み換えが。しかも、その肉ですけれども、牛乳の成長ホルモンですが、日本では使用が許可されていない成長ホルモン入りの牛肉がさらにふえます。アメリカです、それからオーストラリアもEUと、それから日本向けと差別しています。EUには成長ホルモンの入ったものは輸出していません、オーストラリア。しかし、日本には日本が禁止していないから入ってくるのです。いまだに入ってきます。使い分けしています、日本がノーと言わないからです。でも私たち農家は成長ホルモン使っていません。だから日本の牛肉は安全なのです。

あと、ラクトパミンという成長促進剤があるのですけれども、牛や豚の飼料添加物としてアメリカ、カナダ、メキシコ、オーストラリアと広く使用されています。しかし、これは吐き気、めまい、手が震えるなど中毒症状を起こし、特に心臓病や高血圧への患者への影響が大きく、長期にわたり摂取すれば染色体の変色ももたらし、悪性腫瘍を誘発するという指摘もあります。

ですので、EU、中国、ロシアなど使用禁止し、輸入肉についても厳しく規制しています。日本では、国内では使用していません、これも。これは消費者の人たちも安全なものを食べたいということあって、私たちもそれに応えるために使用していません。

しかし、検査が簡略されます。先ほど6番議員も言っていましたけれども、検査がどんどん大量に入ってきます。90何時間かかるものが48時間でせいと、通しなさいと、それはもう本当ざる状態です。どんどん入ってきます。そういうようなリスクがあります。

それから、RDS Tという乳牛の遺伝子組み換え成長ホルモンというのがあります、これを注射された牛からの牛乳、乳製品はインシュリン成長因子、それからがんのリスクを上げる、男性でいえば前立腺がんの発症が4倍、それから女性でいえば乳がんの発症が7倍という、これもこういうことがあるというのは発表されています。こういうよ

うなものがどんどん入ってくるということです。

私たちの今、餌は関税ゼロです。だから、農家が大変だというのは関税がゼロですから、穀物価格だけで私たちは大変になっているのです、そういうようなことがあるので、T P Pによって食品が安全に保たれなくなってしまうということなのです。そのことをやはりみんなに知らせなければならないし、知ってほしいのです。

先ほど町長が言いましたが、決まってしまうたら仕方がないと言いますけれども、その仕方がないで1次産業潰れますよ、それでいいのでしょうか、どうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問あった中で、厚岸の酪農家の生乳生産における加工向け、飲用向けの割合からいきますと、飲用向けが大体2割、加工向けが8割というような状況になっております。

それで、このたびのT P Pにおいて脱脂粉乳、バターについては、T P P枠が設定をされたけれども近年ということで行くと、今年であればバター不足等もあって15万6,000トン、生乳換算で行くと輸入していると。T P P枠設定したのは発効当初6万、そして6年目から7万ということですから、今年の半分以下のT P P枠だということ、当面は影響はないということを国は言っていると。

あと、ホエイ、チーズだとか等々につきまして先ほどの町長からの答弁にもあったとおりです。ですから、当面はそれほど影響はないと思われましても、その後、関税が段階的に削減されるものもあります。そうなってくると国産牛に替わってということで、国産牛の価格が下落されるのではないかとということ先ほど町長のほうからも答弁であったところでございます。

そういった問題もあるわけですから、厚岸町としてはこの影響をできるだけ生産者のほうの影響を抑えるという意味では、T P Pは合意したわけでございますけれども、国のスタンスを見ればもうT P Pの対策の大綱まで出てきているわけでございますから、国は粛々と発効に向けた手続きに向かっている、客観的に見てもそういった方向で行っていることは見えるわけでございます。そうしたときに、厚岸町としては農業協同組合ともいろいろ協議をさせていただきながら、まず、農家を守らないといけないということはお質問者言われるとおりでございます。そのために、実に有効な手だてを国からどう引き出すかという方向に向かっているかなければ守られないという思いで今後、進んでいきたいという趣旨での答弁になっているということでございます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、先ほど町長は仕方がないというお話でありましたけれども、そういうことを言っていないので、この点、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員　そういうふうに聞こえたものですから、すみません。

さっき言っていましたけれども農業を守る気は政府はないですよ、正直な話。企業を守るだけです。1%の企業が農家に入って、広いところ、いいところ企業がやって、1%の企業が倍増すれば、それが所得倍増するからいいということです。

今、問題視されている、厚岸でもありますよね、国産、地産地消、給食とかありますね、地産地消やっていますよね。でも、これもTPPのISD条項で引っ掛かりますよ、実際、韓国ではこういう問題があるのでみずから自分で取り下げたりしているのですから、そういうことも出てきます。

それとTPPの後にEUとの交渉もありますので、ただ、要はTPPが全部引っかかってくるということなのです。それで、やはり厚岸で……(「4番議員さん、時間がないのでまとめてください」と発言する者あり)はい、分かりました。

TPPの内容がどうなのかということ学習会とか何か開いて、町民と一緒に考える場をつくってほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員）　産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長）　町も農家を守るという、1次産業を守るという意味では、そういった部分を関係機関のほうとも連携を図って検討していきたいというふうに思っております。

●議長（佐藤議員）　以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員）　本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員）　異議なしと認めます。

本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦勞様でした。

午後5時09分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年12月9日

厚岸町議会

議　長

署名議員

署名議員